

# 建設環境委員会記録

とき 令和7年12月8日

国分寺市議会

## 建設環境委員会

令和7年12月8日（月）

### ○ 出席委員

委員長	中山 ごう
副委員長	久保 けいこ
委員	脇村 たいき
	対馬 ふみあき
	寺嶋 たけし
	高瀬 かおる
	はせべ 豊子

### ○ 審査事項

- 1 議案第97号 工事請負契約の一部変更について
- 2 議案第89号 国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第90号 国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第95号 市道路線の一部廃止について
- 5 議案第113号 令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 6 調査 環境施策について

R 7. 6. 5

### 《報告事項》

- (1) 公共施設のLED化について
  - (2) 国分寺市住宅マスタープランの改定について
  - (3) 国分寺市耐震改修促進計画の改定について
  - (4) ぶんバス介助者割引の導入について
  - (5) ぶんバス北町ルートバス停追加について
  - (6) 新町一丁目緑地に関する市民懇談会の意見概要について
  - (7) 都市計画案説明会の意見概要について～西町五丁目緑地～
  - (8) その他
- 
- 7 陳情第7-1号 「有機フッ素化合物（PFAS）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情

R 7. 9. 5

- 8 陳情第7-2号 ぶんバスのさらなる発展を求める陳情

R 7. 9. 5

午前9時31分開会

○中山委員長 おはようございます。ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

冒頭、ごみ減量推進課長より自宅療養のため、また、道路管理課長より体調不良のため終日欠席する旨の届出がございましたので御報告いたします。

◇

○中山委員長 早速ですが、視察の実施について、現委員の任期中においては委員長に御一任いただいておりますので、お手元の審査事項3番、議案第95号に関する審査のため、現地視察を行いたいと思います。それでは、視察のため、委員会を暫時休憩いたします。

午前9時32分休憩

午前10時21分再開

○中山委員長 委員会を再開いたします。

◇

○中山委員長 これより、議案の審査に入りたいと思いますが、ここで、本日の審査の順番について、委員長といたしまして、審査の都合上、一部変更を提案したいと思います。初めに審査事項4番、議案第97号を審査した後、審査事項1番、議案第89号から順に審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中山委員長 御異議なしと認め、議案審査の順番をさよう変更させていただきます。

それでは、**議案第97号 工事請負契約の一部変更について**を議題といたします。

審査に当たり、出席説明員の要求についてお諮りいたします。

国分寺市議会委員会条例第18条の規定により、総務部長及び契約管財課長の出席を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中山委員長 御異議なしと認め、当委員会といたしまして、総務部長及び契約管財課長の出席を求めることといたします。

ここで、手続のため、暫時休憩いたします。委員の皆様はそのままお待ちください。

午前10時22分休憩

午前10時23分再開

○中山委員長 委員会を再開いたします。

それでは、議案第97号について、担当より説明を求めます。

○佐藤契約管財課長 おはようございます。よろしくお願いたします。議案第97号、工事請負契約の一部変更について、御説明いたします。資料といたしまして、工事請負変更仮契約書の写しを提出させていただきます。

本件は、令和7年第2回定例会におきまして議決いただきました黒鐘公園整備工事につきまして、工事内容の一部見直し等により金額に変更が生じたため、契約金額2億284万円を1,103万7,400円増額し、2億1,387万7,400円に変更する契約を締結させていただきたいというものでございます。なお、令和8年

1月30日までの工期につきましては変更ございません。変更仮契約につきましては、令和7年11月11日に締結してございます。

私からの説明は以上です。

○岡沢緑と公園課長 緑と公園課からは変更内容について、御説明いたします。緑と公園課作成資料を御覧ください。

今回の整備は新規整備とは異なり、60年近く前に整備された公園の上下水道配管、電気配線、分電盤等の設備の一部を活用した整備となります。このため、設計で見込めなかった部分について増額が発生しているところがございます。主な変更内容につきましては、資料の下段に記載のとおりでございますが、まずは1つ目の黒丸、現場状況を踏まえた撤去工及び伐採工の追加につきましては、既存設置物の基礎、配管等の埋設状況が不明であることに伴う増でございます。また、設計以上に伐採、抜根の廃材が生じたことによる運搬費と処分費の増、さらに設計で見込めなかった枯れた樹木や支障樹木の伐採、抜根の増に伴うものがございます。

2つ目の黒丸です。埋設施設（電線・水道管）設置のための試掘調査費の追加につきましては、既設配管を活用する設計となっておりますが、図面が古く、埋設物が図面位置のとおり確認ができなかったということにより、既存配管の位置を特定するために生じた調査費の増でございます。

3つ目の黒丸です。既存分電盤活用不可に伴う分電盤の追加につきましては、既存の配線系統図が確認できなかったこと等から、既存分電盤の活用ができないことが現場確認において判明したため、トイレの分電盤を新設したことによる増でございます。

最後に、既存池周りの安全性向上のためのフェンス等仕様変更につきましては、池周辺で遊ばれる公園利用者の侵入防止を図るため、池の周辺に設置するフェンスの高さを高くするとともに、樹木等でフェンスが設置できない部分については低木を補植する必要が生じたことによる増でございます。このほか、新設配管位置の変更に伴う汚水ます、集水ますの追加、舗装の数量変更、縁石の数量変更、駐車場フェンスの仕様変更、男子トイレ小便器手すり設置等がございます。

先ほど契約管財課長からもございましたが、整備工事の完了は令和8年1月30日を予定し、工期の変更はございません。

変更内容に関する説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○中山委員長 説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○はせべ委員 おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。一点だけ確認させていただきたいと思うんですが、今の御説明で工事の変更内容を詳細に御説明いただいたので理解させていただきました。ありがとうございます。

そして、質疑させていただきたいのは1点目の伐採工の追加ということで、以前の計画では樹木の本数で言えば13本の伐採だったかと思っていますが、伐採する数をどのくらい変更していくのかを教えてくださいなればと思います。

○岡沢緑と公園課長 伐採の本数につきましてはほぼ設計図と同じなんですけど、今、1、2本増加する形で進めております。

○はせべ委員 ありがとうございます。1、2本増加するということの御説明でした。もちろん保存すべき樹木についてはきちんと対応して下さって、どうしても伐採が必要な樹木は伐採するというのは承知していますので、分かりました。

- 高瀬委員　よろしくお願ひいたします。主な変更内容のところでは何点かお伺ひしたいと思います。1点目なんですけれども、子どもたちに限らない安全性の向上のために池の周りのフェンスを高くするという御説明があったと思います。大体何センチの予定だったのを何センチぐらいにするのか教えてください。
- 岡沢緑と公園課長　当初1.2メートルのものを、1.8メートルのものに返しをつけて約2メートルぐらいのものを見込んでおります。
- 高瀬委員　そもそも1.2メートルのフェンスを予定していて、そこに返しもつけて2メートルぐらいまで上げますよというお話です。かなり高いフェンスになるかと思ひます。以前には親水化もしたいというようなお声もあったところ、多くのお子さんたちが遊びに来ることを考えて一定程度の安全性向上というのは必要かとは思ひています。ただ、今、お聞きしたところかなり高いフェンスになるわけなんですけれども、そのフェンスはどのような材質のものになるのか教えてください。
- 岡沢緑と公園課長　材質はアルミになるかと思ひますが、国分寺市立戸倉公園などで道路境界線に設置しているメッシュフェンスのようなもので計画してございます。
- 高瀬委員　分かりました。そうしますと、公園の中もよく見られるということですね。フェンスの中には一切入れないような形になるのか、その点を確認させてください。
- 岡沢緑と公園課長　管理を除いて入れないような形で造ることを考えてございます。
- 高瀬委員　安全性とフェンスというところでは、どこでバランスを取るかというのはなかなか難しいなと思ひています。全く入れないということで、例えば、池は1回水を抜いてかなりきれいにさせていただいているのでしょうか。その点をお聞かせください。
- 岡沢緑と公園課長　現在は年1回、清掃という形で池の水を抜いて、中をきれいにしてからまた水を戻しているというような形になってございます。
- 高瀬委員　分かりました。そういった清掃は今後も必要とは思ひてはいますけれども、そこに今まで生息していた動物、亀とかもいろいろいたと聞いているんですけども、そういった生態はこれからもしっかり確認いただきながら、どのような形のフェンスが本当に必要かというのは、これからも、ぜひ、見ていただきたいなと思ひますので、お願ひしておきたいと思ひます。
- それと、あと別のところで、公園の中に既にベンチが幾つか設置されているかなと思ひます。ベンチは必要だと思ひますので、今後まだ設置する予定が恐らくあるかと思ひますけれども、そこが木陰にもなるようなつくりというのが必要だと思ひているんです。はせべ委員からもありましたけれども、樹木を伐採していく必要性があつてやるというのは理解するところですけども、そういったところも含めて今回、再度確認させていただけたらと思ひます。いかがでしょうか。
- 岡沢緑と公園課長　今回整備するベンチにつきましては、もともと池の周りの藤棚の下にあったものはかなり老朽化してしまつたので、その更新を行う予定です。あわせて、同じように今の藤棚は撤去して、もう一回再設置するという形で考えてございますので、木陰という形はないんですが、藤棚からの日陰は享受できるような形で計画しているところでございます。
- 高瀬委員　今回のこの工事の契約変更については一定程度設計もあつて、そこで入札等も行つてきた結果でありますので、今ここでたくさん申し上げることはしませんけれども、長期的に見ていただいたときに必要であれば、しっかりと再度の見直しなどもしていただけるようにお願ひしておきたいと思ひます。
- それで、最後に一点確認ですが、今、通学路にしている所がありますよね。あそこは今後どのような形になるのか、あそこを車が通るといふことではなかつたかなと思ひますが、その点を確認させてください

い。

- 岡沢緑と公園課長　　今、委員がおっしゃっているのは公園の中を通学路にするというか、道路が危険なのでそちらを通っていくということに関しての対応ということでございましょうか。工事中につきましては仮設通路を設けまして、そこを利用していただくような形で、小学校とも調整しながら進めている状況でございます。なので、そこの仮設通路を建設する際は、また別のルートを確保しながら進めていくという形になろうかと思えます。
- 高瀬委員　　そういうことで、今、通学路になっているところは、供用を開始した場合に車が通ることではないという認識でよろしいでしょうか。
- 岡沢緑と公園課長　　園道につきましては、車の通行は今では考えてございません。
- 高瀬委員　　分かりました。ありがとうございます。本当に期待されて、子どもたちが楽しみにしているんだという声を聴いております。そのような公園に、大勢の子どもたちが遊びに来てほしいと思えますし、障害のある子どもたちも、一緒にそこで遊べるような環境ということで進めていただいていると思えます。そういった意味では安全性の確保が必要だと思えますし、公園のすぐ脇に道路もありますので、そういったところの配慮も必要かと思えます。そこは十分にこれからも御配慮いただきたく、お願いしておきたいと思えます。
- 久保副委員長　　中山委員。
- 中山委員　　今の高瀬委員の質疑の最初のところのフェンスの件ですけども、安全性を向上していただくことはもちろんそうなんですけど、1.8メートルも必要なのかというのがちょっとよく分からなくて、返しというのは上の部分ですか、中に入れないように公園側にちょっと傾ける、うなずかれていますので、それは分かりましたけど、それを含めると約2メートルということですか。そこまでの高さが必要なのかなというのが単純な疑問なんですけど、いかがでしょうか。どうしてその高さが必要になったのかという議論、業者からの提案なのかは分かりませんが、その辺を教えてください。
- 岡沢緑と公園課長　　フェンスの高さというのはある程度固定されてございまして、1.2メートルの次は大体1.5メートル、そのあとは1.8メートルという形になります。その中でも1.8メートルあれば容易に中には入れないというようなことで、それで採用しております。なおかつ、返しにつきましては、八王子市に同じような事例の公園がございましたので、それを参考にさせていただいて、今回そういうような形で計画するというところでございます。
- 中山委員　　ちなみに1.2メートル、つまり今の現状の高さでそれを乗り越えて池に入ってしまうということもあったということなんでしょうか。
- 岡沢緑と公園課長　　現状は1.2メートルのフェンスの部分と、あとはロープ柵と植栽といった形になっていましたので、これまでは容易に入れているというような状況でございました。
- 中山委員　　入っている実態を確認しているということでいいですか。
- 岡沢緑と公園課長　　入っている実態を確認してございます。
- 中山委員　　そういう実態があるので、安全のために入らないようにということで最大限ということのかな、分かりました。何かすんと落ちないんですけど、承知しました。終わります。
- 中山委員長　　ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。
- （「なし」と発言する者あり）
- 中山委員長　　以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○中山委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

総務部長及び契約管財課長はここまですりまします。ありがとうございました。



○中山委員長 続きまして、議案第89号 国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○小泉建築指導課長 それでは、議案第89号、国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本件は、根拠の政令である建築基準法施行令が改正されたことに伴い、条例にて引用している条項にずれが生じたため、整理するものとなります。初めに新旧対照表を御覧ください。改正を行うのは、条例別表第2の73の項と74の項の2か所となります。

次に、説明資料を御覧ください。資料の中ほど、2の改正の概要となります。改正する条例の2つの手数料は、既存不適格建築物の大規模の修繕または大規模の模様替を行うための認定手数料となります。根拠となりますのは建築基準法施行令第137条の12であり、このたび屋根、外壁、軒裏の防火性能に関する規定が5項分追加されたことにより項ずれが生じたものとなります。条例別表第2の73の項は無接道の既存不適格建築物、74の項は道路内にある既存不適格建築物に対する認定手数料となります。なお、政令の追加条項の概要と専門用語は説明資料の下段を御参照ください。

条例の施行日になりますが、根拠の政令が令和7年11月1日に施行されていることから、公布日施行となります。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中山委員長 説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○寺嶋委員 御説明ありがとうございます。念のため、整理のために確認させてください。シンプルにこれは政令の改正によって項が追加され押し出された結果、引用条項がずれたのであって、実質的な中身の部分に関しては何の変化も起きていないという認識でよろしいでしょうか。

○小泉建築指導課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○高瀬委員 何点か伺いたしたいと思います。今の御答弁の中でも項がずれているのでということで、手数料は変わらないと確認させていただいております。それで、そもそもなんですけれども、今回のこの条例の一部改正は、政令の改正によって合わせるということで、政令のどういうところが変わったかということも、こうやって参考に出していただいているところです。

それで、その前の段階で変わった部分というのを、簡単にお聞きしたいなと思うんですけれども、大規模の修繕とか模様替をするときとあるんですけれども、例えば、これを見ると屋根だったり、壁だったり、軒裏だったりというところを修繕とか、あるいはリフォームするときに防火の基準を、今までは厳しかったのを緩和するという内容になっているという認識をしているんですけれども、まず、それでよろしかった

でしょうか。

- 小泉建築指導課長 主要構造部、屋根とか外壁、今、委員がおっしゃった部位になりますけれども、この部分の防火性能、耐火性能の規定というのは徐々に規制が強化されているような傾向はございます。都市計画において、準防火地域、防火地域というのがございますけれども、そういったものが市にかけられた場合、極端なことを言いますと、例えば、以前はかやぶき屋根でもよかったものを不燃材料にしましょうというような規制がかかってございます。そういった法令の変わった時期に、もう既にある建物を大規模な修繕、大規模な模様替をしたいという場合に、その屋根が極端な例で、かやぶき屋根であっても、かやぶき屋根に手をつけなければ、あとの外壁とか、中の耐力壁とか、そういうものは、大規模な修繕、大規模な模様替が可能ということになります。そういった内容の改正ということになります。
- 高瀬委員 もともと防火性能の規制が強化されてきているという中において、屋根だったり、外壁だったり、軒裏については、そこを触らなければ、そこは防火の基準に基づいて同時に見直しをするということとはしなくてもいいよという内容かと思うんですが、それでよろしかったでしょうか。
- 小泉建築指導課長 委員のおっしゃるとおりです。建物それぞれに条件が違いますけれども、建物そのものに防火の制限をかけず、基準値より前の性能でもいいよという、そういった規定になります。
- 高瀬委員 分かりました。既存不適格建築物ということに限ってということかとは思いますが、法令ではその部分が明確に決められているというか、今回、改正されたんだと思うんですが、条例にはそこはあえて反映しないけれども、法令にのっとっているので構わないということでしょうか、一応確認だけさせてください。
- 小泉建築指導課長 条例の手数料には、直接は影響していないという政令の改正になっています。その影響で項が増えたので、条例が引用する根拠法令の項が変わったということになります。
- 高瀬委員 ありがとうございます。その部分は理解しているつもりなんですけれども、それ以前の既存不適格建築物の現行基準の適合義務の緩和措置というのが新たに追加されたんですけれども、そこはあえて条例には入れなくても、法令にのっとってやっていくので、今回は、その手数料のところだけ項をずらせばよかったという確認でよろしいでしょうか。
- 小泉建築指導課長 委員のおっしゃるとおりでございます。
- 高瀬委員 分かりました。ありがとうございます。国分寺市は木造住宅密集地域もあつたりするので、火災があつたときは非常に注意が必要だなと思つているところなんですけれども、今回は、この既存不適格建築物について、ある意味多少の緩和措置ということがありましたので、そういった話が市にあつたときには、そこは十分丁寧に進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 久保副委員長 中山委員。
- 中山委員 この条例は手数料の関係なんですけれども、そもそも緩和措置の拡大ということなんですけれども、この緩和措置が適用される建物というのは木造建築のみということなんですけれども、この緩和措置が適用される建物というのは木造建築のみということなんですけれども、
- 小泉建築指導課長 根拠の施行令の改正の部分と、条例の手数料の部分とありますけれども、どちらも木造とか構造の指定はございませんので、木造に限らず鉄骨造、鉄筋コンクリート造にも該当するかなと思つております。
- 中山委員 そうなんです。いろいろ読んで、この本日の資料にも、1の改正の必要性のところ「建築物における木材利用の促進等」とあつたので木造の建物だけなのかなと思つていたんですが、そういうくくりはないということなので、その点は承知しました。そのことだけ確認したかったので、ありがとう

ございます。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○中山委員長　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○中山委員長　続きまして、**議案第90号 国分寺市立公園条例の一部を改正する条例**についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

○岡沢緑と公園課長　議案第90号、国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本件は、自動販売機など、第三者が管理する公園施設の設置に係る公園使用料の徴収規定等を位置づける必要があるため、また、一部の市立公園について住居表示及び地番を改正する必要があるため、公園条例の一部の改正を行いたいというものでございます。初めに新旧対照表を御覧ください。併せて資料も御覧ください。

公園施設の設置に伴う改正の内容につきましては、新旧対照表1ページ下段に示します第11条、公園施設の設置等の申請書の記載事項等を新規に追加し、新旧対照表5ページ下段に示す別表第3、公園施設の設置又は管理に係る使用料を新たに加えるものでございます。このほか、第12条以降においては条ずれが生じ、また、一部の条文において文言及び引用条項等の整理を行うものでございます。

なお、自動販売機の本設置につきましては、資料1ページ下段にあります第4回定例会以降のスケジュール(予定)に示すとおり、第4回定例会での議決後、令和8年4月1日の設置に向けて手続等を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、住居表示及び地番に係る改正の内容につきましては、新旧対照表4ページ下段から5ページ上段に示す別表第1、市立の公園のうち4つの公園について住居表示及び地番に誤記が確認されたため、改正を行いたいというものでございます。こちらにつきましては、公園占用物に関して他課より問合せがあった際に、その公園の位置が異なっていることが判明しました。このことを受けまして、条例別表第1に記載のある全ての公園について、1園ごとに登記事項証明書と突合し、確認を行いました。この確認により、さらに2園が間違っていることが判明しました。もう一園については間違っていないと思いますが、同様の公園と表記を合わせた形で改正を行いたいと思っております。

次に、資料の2ページを御覧ください。改正する4公園について、それぞれの事由を説明いたします。本多きしゃぼっぽ公園につきましては、住居表示で表示すべきところ、登記事項証明書上の地番で表記されておりました。

2つ目の公園、西恋ヶ窪ユリノキ公園につきましては、現在2つの地番が表示されておりますが、これ

は道路を挟んで公園用地が2つに分かれていることに起因するものです。同様の公園がほかに2園ございまして、その2園においては1つの地番として表記されていることから、それに合わせて2つの表示を1つの表示に修正したいというものでございます。

それから、富士本チビツ子公園及び並木町クマ公園につきましては、整備当初は条例中の所在地は正しく表示されていたことを確認してございますが、平成4年に2つの条例を統合する形で現在の公園条例を制定した際に、所在地の表示を誤ったということでございます。

以上が誤記の事由でございます。

なお、条例の改正に合わせまして、国分寺市立公園条例施行規則の一部も改正したことも、併せて申し添えさせていただきます。

このたびは、今回の誤記の確認等を含めまして、本定例会で是正するとともに、今後このようなことのないよう、条例に新規に位置づける公園につきましては、慎重な精査を徹底してまいりたいと考えてございます。大変申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○島崎建設環境部長 このたびの誤記に関しましては、誠に申し訳ございませんでした。幸いですが、この誤記による市民生活や公園利用上の実質的な影響はございませんでした。しかしながら、条例という公的な文書の正確性が揺らいだということを重く受け止めてございます。今回の事態を深く反省いたしまして、職員一同、職務の正確性の確保に万全を期してまいる所存でございます。改めて深くおわび申し上げます。

○中山委員長 説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○対馬委員 ありがとうございます。条例改正のところの種別です。別表第3の種別を増やされるということなんですけども、その種別のところが公園施設となっていて、今回のことに照らし合わせれば、自動販売機の設置のためということで納得するのですが、自動販売機という、例えば、そういう特定のものを示すようなものが別表に書いてあったと思うんですけども、今回に関しては、公園施設ということでちょっと幅があるように思うんですけども、自動販売機のほかにも何か今後あるのでしょうか、何か想定してこういう表記にされているのかなと思ったので、どうしてこの公園施設という種別にされたのかということをお教えいただきたいです。

○岡沢緑と公園課長 この公園施設という扱いをしたのは、今のところは自動販売機以外のものを設置するという考えは持っていないのですが、都市公園法によりますと、こういう自動販売機を含めて、売店といった便益施設を公園施設と位置づけていることから、今回、その呼称を使った公園施設の使用料、しかも、通常、公園施設というのは市が管理すれば市に使用料がかかるということはないんですけども、市が管理できない第三者が管理する公園施設に関しての使用規定がないということで、今回の条例改正で位置づけていきたいということで考えてございます。

○はせべ委員 今の対馬委員の関連でお尋ねしたいんですけども、今回は公園施設ということですけども、以前にはその他の占有とくくっていた部分もあるかと思うんですけども、今回はそこはもう入れないで、公園施設ということなののでしょうか。

○岡沢緑と公園課長 公園には使用と占有がございまして、委員のおっしゃるとおり、今までは、占有に関してはその他の占有というのはあったんですけども、使用規定、使用料に関しましては、公園施設はありませんでしたので、こちらを今回新たに追加するというところでございます。

- はせべ委員　今回は使用というところでそのようにしたということで理解しました。ありがとうございます。
- 寺嶋委員　一点だけ確認させてください。公園の住所を改正するという部分で、本多きしゃぼっぽ公園の事由に書いてある「本多地区が住居表示地区であるため、公園の位置を住居番号で表示すべきところ、登記簿上の地番となっているため」とあります。ここで確認させていただきたいのは、住居表示地区でなければ、むしろ登記簿上の地番にするべきなのかというのを確認させてください。
- 岡沢緑と公園課長　現在、国分寺市では6区域が住居表示地区で、それ以外は地番表示地区という形になってございますので、本来の形に合わせた表記で是正したいということでございます。
- 寺嶋委員　となると、確認したかったのは、住居表示地区でなければ、要するに表示するやり方が本来は違うけれど、それを把握していなくて登記簿上のほうで進めてしまった、これは平成28年で一番新しいものなので、そういった業務ミスの結果、このような誤記が発生したという認識でよろしいでしょうか。
- 岡沢緑と公園課長　具体的に当時のことはよく分からない部分がございますが、今、委員がおっしゃるような形で間違えて表記してしまったと認識してございます。
- 高瀬委員　自動販売機のほうについてお聞きしたいと思います。気候変動による気温上昇だったりとか、災害時のことを考えてということでは、災害時に災害ベンダーというんですか、しっかりと市民の方たちが、そこから飲料水とか飲物を取り出せるようなものにするとか、あるいはAED併設型とか様々あるようなんですけれども、そういった自動販売機を想定しながら公募をかけるということなんだと思うんですけれども、都市公園といってもたくさんあるわけで、公募の仕方というんですか、どういったところを市として公募するのか、その内容を教えていただきたいと思います。
- 岡沢緑と公園課長　今、試行設置している窪東公園以外の公園はという質疑かと思いますが、こちらにつきましても、本定例会のはぎの議員からの一般質問にも答弁させていただいているところでございますが、その設置に関しましては、ある程度の利用人数、それから災害時の飲料の拠点となり得ること、こういったことを見込まれる公園というのがどうしても対象になります。また、自動販売機を設置して公園の機能に支障とならない規模、そうなりますと大体都市公園というのが中心になってくるという形で考えてございます。ただ、都市公園の中でも周辺の環境等もございまして、その辺を勘案しながら、窪東公園以外の公園についても極力設置していきたいと考えているところでございます。
- 高瀬委員　そうしますと、公募するときには、都市公園の中のどこをというのを市が選んでするのか、あるいは都市公園というざっくりした中で、事業者が選ぶのか、その方法についてお伺いしたいと思います。
- 岡沢緑と公園課長　公募する際には、公園名とおおむねの設置位置を表示した形で公募したいと考えてございます。
- 高瀬委員　分かりました。そうしないと逆に難しいことになってしまうかなと思いますので、そこはお願いしておきたいと思います。
- そして、窪東公園のところに設置されているものは、自動販売機の隣にごみを入れられるケースが2つあって、その管理も市のほうでやっているということで、市が直営で置いているということなのかなと思うんですけれども、今後、公募する場合にも、しっかりそこは事業者に依頼していくのか、確認したいと思います。
- 岡沢緑と公園課長　そこにつきましては、試行設置の段階から事業者側でごみ箱を用意していただいて、

その状況もこの間、ポイ捨てとかがないかを含めて確認させていただいているところでございまして、窪東公園については一応良好な状態であったということ踏まえて、今回の公募に進んでまいりたいと考えてございます。

○高瀬委員 分かりました。飲んだ後の容器の処理の仕方というのは非常に気になっていました。ボックスを置いていただいてもあふれていたりとか、風で飛ぶということもお聞きしていたんですけども、このところ、まちを見ているとそんなにはないのかなと、分からないんですけども、そう思うところもあり、そこについてはしっかりと調整していただきたいなと思いますので、お願いしておきたいと思います。

○久保副委員長 中山委員。

○中山委員 2点ありまして、まずは、今の高瀬委員の最後のところの関連なんですけど、窪東公園に自動販売機が設置されているのは当然承知しているんですけど、この使用料との関係はどうなっていたのかなということをお聞きしたいと思います。

○岡沢緑と公園課長 あくまでも今回については検証というか、行為に関しての設置になりますので、公園条例によるその他の行為の部分の金額を使って使用料を納付していただいているという形でございます。

○中山委員 それと、この窪東公園の自動販売機のごみ箱の設置が試行実施だったのか、自動販売機の設置自体が試行実施だったのか、うなずかれていますので分かりました。結構長く設置されていたので、これが試行実施ということを私は初めて認識したんですけども。ここで改めて問題がないということでこうやって位置づけて広めていくということです。一定規模の公園ですと自動販売機があったほうがいいなというのは思っていたところなので、その点は承知しました。

それと、寺嶋委員の質疑の関連なんですけど、さっきの答弁は住居表示地区というのが6区域なんです。寺嶋委員の最初の質疑は、住居表示地区でなければ、これは間違いじゃなかったということなんです。うなずかれていますので、分かりました。

○はせべ委員 先ほどの確認をさせていただきたいんですけども、この改正の必要性の文章の説明で「第三者が管理する公園施設（自動販売機等）」の「等」というのは、ごみ箱を指しているのでしょうか。

○岡沢緑と公園課長 自動販売機等というのは、先ほども少し説明させていただいたんですけど、いわゆる便益施設と呼ばれるもの、売店とかそういうものが都市公園法に位置づけられておりますので、その辺を総称して「等」をつけさせていただいたということでございます。

○はせべ委員 すみません、先ほど説明があったということで申し訳ありませんでした。分かりました。

あともう一点、今度は自動販売機の中身について、今後、公募する事業者への中身についての指導というか、ペットボトルとかアルミ缶の飲物とか飲物容器の材質みたいところで、募集に関して何か決めているところがあるかどうか確認させてください。

○岡沢緑と公園課長 多分ペットボトルがどれくらい使われるかというようなことだと思うんですけども、公園は様々な方が御利用される所でございますので、中にはどうしてもペットボトルでないと飲用できない方もいらっしゃるということから、試行設置の状況から、他施設の事例も参考にしながら、今後、設置していく内容につきましては、ペットボトルについては必要な分は準備したいと考えているところでございます。

○はせべ委員 分かりました。ペットボトルが必要だという方が一定程度いるのは承知していますのでそのバランスというか、必要なものを入れながら、それでも環境に配慮いただけたらと思います。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○中山委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○中山委員長 続きまして、**議案第95号 市道路線の一部廃止について**を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○島崎建設環境部長 現地を御視察いただきまして、ありがとうございます。それでは、議案第95号、市道路線の一部廃止についてを御説明いたします。

本案は、東戸倉一丁目地内の道路について、現状、一般交通の用に供する必要がなくなると認められるため、道路法第10条第1項及び国分寺市道路線の認定等に関する取扱規則第4条の規定に基づきまして、一部廃止いたしたいというものでございます。

本路線の概要について御説明いたします。路線名は市道北19号線です。委員会資料の1ページを御覧ください。本路線は、市内北部、窪東公園の東部に位置してございます。資料の2ページに案内図がございまして、こちらも御確認いただければと思います。

次に、議案書裏面の一部廃止図を御覧ください。廃止区間は東戸倉一丁目22番35から東戸倉一丁目22番35まで、道路幅員は1.818メートル、廃止延長は5.90メートルでございます。なお、廃止部分につきましては、隣接土地所有者へ売払処分する予定でございます。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○中山委員長 現地視察への準備、ありがとうございます。

今、説明も終わりましたので、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 質疑なしと認めます。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○中山委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○中山委員長 続きまして、**議案第113号 令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算(第2号)**を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○野口下水道課長 よろしく申し上げます。議案第113号、令和7年度国分寺市下水道事業会計補正

予算（第2号）につきまして、御説明いたします。

本議案は、市職員の給与改定を受けまして、月額会計年度任用職員報酬の増額補正をお願いするものになります。議案書にあります予算に関する説明書の12、13ページをお願いいたします。令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第2号）明細書になります。資本的収入及び支出につきまして、月額会計年度任用職員1人分の報酬4万2,000円の増額補正となります。なお、その他の正規職員、会計年度任用職員の給与等につきましては人事異動に伴う差額が発生しており、現予算内での執行が可能となっております。

議案書の1枚目へお戻りください。こちらの左側の基となる数字でございますが、令和7年度下水道事業会計予算書のほうから全て持ってきている数字となります。

議案書の下段になります。議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費につきまして補正額を反映し、1億707万円に改めてございます。

説明は以上になります。御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中山委員長 説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○高瀬委員 御説明ありがとうございました。今の御説明で、会計年度任用職員の方の報酬改定によるものということで理解させていただきました。一番最後の12ページ、13ページのところは資本的収入及び支出ということで、そこに関わる会計年度任用職員の方の報酬だということで、とてもよく理解できたものであります。金額としては4万2,000円ということでそう多くはない金額ではありますがけれども、議会の議決が必要な流用だということで今回示していただいています。

それで、すごく基本的なことになってしまうんですけども、過年度分損益勘定留保資金から流用するという意味でよろしいのでしょうか。条例とか予算書を見たときに、前年度の余剰金をここに積み増していくということだと思ってしまうんですけども、まず、その確認でいいのか教えてください。

○野口下水道課長 委員おっしゃいますとおり決算書、予算書にあります期末残高といったものからの流用になっております。議案書の1枚目の第2条にある令和7年度国分寺市下水道事業会計予算第4条予算とか、こちら辺の最初の補正前という数字に関しましては、全部令和7年度の予算書の数字となりますので、そこにプラス4万2,000円して数字を改めているということでございます。

○高瀬委員 令和6年度の剰余金を令和7年度予算として3億4,264万4,000円を過年度分損益勘定留保資金としているのは理解しているんです。その3億4,264万4,000円を3億4,268万6,000円に改めるということで4万2,000円をのせているということですよ。それで先ほどの会計年度任用職員の方の報酬4万2,000円を流用するということであるんですけども、その4万2,000円が過年度分損益勘定留保資金には決められていて、それに基づいていると思うんですけども、そしたらその4万2,000円がそもそもどこからここにのっかってきているのかなというのがちょっと分かりづらくて、頂いた資料のどこを見ればいいのか教えていただければありがたいなと思います。

○野口下水道課長 この4万2,000円という数字は、ちょっと見にくいかと思うんですけど2ページの一番下の部分の資金期末残高、こちらのほうから4万2,000円を流用しております。議案書についています資料の2ページです。

○中山委員長 一定時間たちましたので10分ほど休憩したいと思います。

午前11時18分休憩

午前11時30分再開

○中山委員長　それでは、委員会を再開いたします。

答弁からでよろしいですか。

○野口下水道課長　お時間をいただきありがとうございます。御質疑なんですけれども、令和7年度国分寺市下水道事業会計予算の第4条予算の総務費のほうは4万2,000円ほど増えますので、その分につきましては資金期末残高のほうから4万2,000円を持ってきているということでございます。

○高瀬委員　ありがとうございます。資金期末残高から持ってくる現金ということで理解いたします。ただ、今回、出していただいた資料を見中でなかなか読み取りが難しかったのでお伺いさせていただいたところです。下水道事業会計の中でしっかりやりくりも当然していただいておりますし、そもそも会計年度任用職員の方の報酬だということも確認させていただきましたので、また今後もこのような事例があったときには丁寧に御説明いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○中山委員長　ほかに質疑のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　以上で質疑を終了いたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○中山委員長　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○中山委員長　それでは、続きまして、調査事項に入ります。

**調査 環境施策について**を議題といたします。

担当より説明を求めます。

○坂本環境経営課長　調査事項につきましては、環境ひろばについての報告となります。資料1-1をお願いいたします。

こちらは第三次国分寺市環境基本計画からの抜粋となります。全ての戦略の基礎となる戦略0(ゼロ)の表を抜粋して掲載しております。表のとおり、見る・知る、気付く、行動する、つながる・広がるを展開していくに当たり、矢印のとおり、一般的に言われている「べき論」から「具体的な方法」へ、フェーズを進める必要があると記してございます。べき論につきましては、目的や目標を議論する際は有効でございますが、計画を実践していく際は具体的な方法が必要であり、それが求められます。

裏面の2ページをお願いいたします。こちらは場としての環境ひろばのイメージ図を記してございます。国分寺市環境基本条例に基づく環境ひろばは、広く開かれた場として捉えております。場の中に国分寺市環境ひろば設置要綱があり、要綱の中に自らの環境ひろば会則を定めた団体としての環境ひろばが存在するというイメージとなっております。前回の調査事項におきまして、市と環境ひろば会員の考え方の間に開きがあると説明させていただきました。要因としまして、環境ひろばの捉え方について違いがあると考えてございます。具体的には、資料1-2を通して説明してまいります。資料1-2をお願いいたします。

こちらは、7月、8月、9月の環境ひろば全体会の意見交換、これを環境ひろばではフリートークと呼

んでおりますが、その意見交換を議事録から抜粋して、パブリック・コメント風にまとめたものとなります。パブリック・コメントのまとめ方では、意見に対して、次いで市の考え方を記しますが、これは意見交換をまとめたものであり、空欄は発言なしを表しております。なお、環境ひろば全体会の議事要約は、環境ひろば会則にて原則公開となっております。また、基になる議事要約には発言者の名前が記されておりますが、この資料では記載しておりません。

それでは、意見交換の背景と併せて説明してまいります。1ページ目は令和7年7月に実施したワークショップ「デザイナーさんとえがこう！みんなに伝わる再エネでんき」に関する意見交換でございます。ワークショップでは、ゲームを通じて火力、水力、太陽光などの様々な発電所の電気は送電線で混ざること、再エネ電気を購入するとお金が再エネ電気の発電所に流れ、新たな再エネ発電所が造られることを遊びながら学びました。特に発電所、電気、お金の絵を描いたカードを実際にやり取りするというシンプルなゲームは子どもたちが熱中し、デザイナーが用意した予備のカードがなくなるほど再エネ電気が購入され、再エネ発電所が増えるという展開となり、時間を要することとなりました。この流れについて、進行がスムーズではないという意見があったほか、環境ひろばと切り分けたほうがよいのではないかという意見がありました。一方で、時間をかけた効果としまして、子どもたちからは、火力発電所ごと買ってしまい、止めてしまえばいいというような大胆な発想が生まれておりました。これについて、デザイナーからは、海外では老朽化して閉鎖した火力発電所を美術館に転用している事例の説明がございました。

2ページの意見12です。7月のワークショップと8月の太陽の力で走らせよう！ソーラーカー作製ワークショップについて、事務局が一方的に決めているという印象を受けたとの意見がございました。環境ひろば会則では全体会で意思決定するとあり、事務局は提案することはできますが採決に加われない立っつけとなっております。そのため、事務局が一方的に決めているわけではないという意見を述べております。

3ページ、8月に実施したワークショップ「太陽の力で走らせよう！ソーラーカー作製ワークショップ」に関する意見交換でございます。このワークショップは、株式会社NTT-MEの協力により参加費は無料であり、作製したソーラーカーは持ち帰ることができるという内容でございました。募集枠の15人は満枠であり、親子の参加が多く、28人が集まっております。ここでも環境ひろばとは分けたほうがよいという意見が出ておりました。

4ページです。9月は「再エネ電気導入座談会」を行っております。意見1は再エネ電気に切り替えた方、意見2から意見6までは社会情勢などの意見が中心でございます。意見7から小売電気事業者の意見が出始め、事業者を切り替えることに不安、ストレスがあることが述べられております。意見11で市からの情報提供を求める意見があり、事務局からは、特定の事業者を推奨することはできないことを伝えております。

6ページの意見13では、再エネ電力会社へ切り替えた方に2万円を支給する仕組みが効果的であり、導入を検討すべきという意見がございました。事務局から、支給を受けた後に再エネ電力会社から元の電力会社に切り替えてしまうことが可能であり、永続性に課題があることを述べた後、切替えを負担に感じている人はどれくらいの支給額で行動に移すか問いかけましたが、答えはございませんでした。また、市民の興味を引き、踏み出すきっかけづくりが重要との意見に対しては、事務局より、7月に実施した「デザイナーさんとえがこう！みんなに伝わる再エネでんき」の開催後記をホームページに掲載しており、子どもたちが作成したアニメーションを見ていただきたいと答えてございます。

なお、意見15でペロブスカイト太陽電池の開発者が特許を取らなかったという意見が出ておりますが、

メディアによっては、費用の問題で、国内の特許は取得しましたが海外での特許は取得していないという記事も確認できてございます。このように資料中のほかの環境ひろば会員の意見についても、発言中の情報のソースが分からないことと、どの部分が引用で、どの部分が主観なのかは把握が難しい中での意見交換であることを御承知おきください。

最終ページの別紙は、9月の再エネ電気導入座談会をするに当たり、資料として事前に収集した環境ひろば会員の意見をまとめたものとなっております。これを基にフリートークを行いました。

令和7年4月以来、環境ひろばにおきましては、市はゼロカーボンテーマとすることで繰り返し提案しておりましたが、10月以降の環境ひろば全体会のテーマは、姿見の池から始まり、緑・水・生物へとシフトしております。ゼロカーボン広い意味では環境全般に関連しており、緑・水・生物も関連してはおります。2050年にゼロカーボンという目標があり、また中期目標を掲げている2030年を前にして市民の行動変容を促していくためには、時間は貴重なものと捉えてございます。

なお、11月の環境ひろば全体会においては、まだ議事要約が確定しておりませんが、環境ひろば会員2名から「ゼロカーボンは重要なことだと思っており、否定するものではないが、市が実施したければ、市が主体となって実施すればよい」という趣旨の発言があり、ほかの会員から異論は出ておりませんでした。これらのことから、協働の枠組みにずれが生じているものと捉えております。

戻りまして、資料1-1の裏面を再度お願いいたします。そもそも環境配慮は強制されて行うものではなく、自分事として考え、行動しなければならないものとなっております。市のリソースは限りがあることから、市と方向性が異なる団体としての環境ひろばについては自走化、市としては開かれた場としての環境ひろばを展開していくことが双方にとってメリットがあることだと捉えており、今後、調整を進めていく考えでございます。

説明は以上でございます。

○中山委員長 説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○脇村委員 御説明ありがとうございました。共通した枠組みに相違がある、その辺りをもう一度御説明いただきたいです。私はよく分からなくて、申し訳ありません。

○坂本環境経営課長 環境ひろば会員のほうから、ワークショップ等の意見交換を通しまして、これは環境ひろばではないという意見がございました。条例に位置づけている場としての環境ひろばが、団体としての環境ひろばと全くのイコールであるような捉え方をしているというように考えております。

一方で、市のほうは、団体としての環境ひろばはございますが、条例に位置づける場としての環境ひろばはより広いものと捉えており、イベント参加者についても環境ひろばへの参加者というような捉え方をしております。これがもとになって、資料1-2の中であるような、これは環境ひろばであるとかないとか、そのような見解の相違になっていると捉えてございます。

○脇村委員 ありがとうございます。よく分かりました。ゼロカーボンは大事なことだという認識を皆さんされていて、ゼロカーボン自体をやめたほうがいいんじゃないかみたいな、私みたいに変わった人間はいなかったという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○坂本環境経営課長 説明の中でも触れさせていただきましたが、緑・水・生物も広い意味ではゼロカーボンに関連しているというところがございますので、広い意味で捉えた場合、向いている方向性は同じだと考えます。ただ、2030年、2050年という節目を迎える中で力の入れどころといたしますか、それが異なっているというような捉え方をさせていただきます。

○寺嶋委員 御説明ありがとうございます。前回の部分でも少し質疑させていただく中で感じていたのが、この環境ひろばというものについて、市としての定義であったり、市としての目的みたいな部分と、実際に参加されている方の言葉と感覚の乖離であったり、参加されている方の中でも乖離がある程度生まれ始めているということだと思います。そこに関して一定の軌道修正をしていかないと、今後も相違といえますか、そういった部分が広がっていってしまうんじゃないのかなという懸念をちょっと感じたのですが、その点に関して、いかがお考えでしょうか。

○坂本環境経営課長 環境ひろばにつきましては、市民、事業者、市が一堂に会して意見交換する場という部分は共通認識として、お互いに納得しているところでございます。問題はそのテーマをどうしていくかということなんです。市としてはゼロカーボンを意識してございますが、これは人がやっていることです。各参加者、個々に興味があるものは多岐にわたっております。その部分で、2030年、2050年というゼロカーボンを控えたときに、何から取り組んでいくかということに少しずれが出ているという認識でございます。

修正というほどのものではなく、意見交換自体は、様々な場を通して実施しております。机に座って会議形式でやる意見交換もございしますが、私どもとしては、イベントなどを通じて参加者といろいろ会話するというのも意見交換だと捉えております。より多くの方と意見交換するというので、ゼロカーボンを基軸にしたイベントのほうに市としては軸足を置いていきたいと、このような考えでございます。

○寺嶋委員 分かりました。ありがとうございます。市としては、ゼロカーボンということについて、この環境ひろばという名前で推進していきたい、その部分に対する意識を市民として持っていただきたいという部分は理解できました。ただ、市民の方々が環境ひろばという名前、それは会議体であったり、そしてイベントであっても、やっぱり国分寺市の豊かな緑の部分に対して、何かしらアプローチとか、何かしらさらにそこをよくしたいという思いの人たちも、一定数存在しているのも事実ということで、恐らくこれからも、今のお話を聞いているとそのような意見はこんな形で出てくると思うんですけど、何よりも大事なのは、どういった結果を生み出すのかということよりも、これに参加して、様々な観点で環境に対しての興味を持ってもらうことであると認識したのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○坂本環境経営課長 今、委員がおっしゃっていただいたとおり、まず興味・関心を持っていただかないと環境配慮への行動変容にはつながっていかないというところなんです。背中を押していくという点で、イベントというのは非常に重要であると捉えております。また、個々に興味があることは、どんどん個々で追求していただいて全く問題ないものですし、その成果というのは何らかの形で共有ができればと考えます。環境ひろば自体は、開かれた場と捉えておりますので、ゼロカーボン中心ではいきますが、緑・水・生物についてもどこかしらで共有して、意見交換する場として設けていきたいと考えてございます。

○寺嶋委員 ありがとうございます。丁寧に整理していただきまして、私のほうでも理解、解釈が深まりましたので、そのような形で今後とも、一つの方向に縛られるというよりは市民の主体性を重要視しながら、興味・関心といった部分を伸ばしていただく方向で今後とも進めていただければと思います。

○久保委員 御説明ありがとうございます。環境ひろばの件で、資料1-1の2ページの図面というか、ちょっと大きな角度で考えると、環境ひろばというのは大きな場で、また環境基本条例もあるというところで、例えば、環境ひろばの会則の中の、団体としての環境ひろばという部分が、先ほど御本人たちが少々認識のずれが今あるというようにおっしゃっていた会議体について、環境ひろば会議とか、少しだけでも違う名前、その会員の皆さんがいろいろな角度で話し合いを進めている中、この大きな場としての環

境ひろばで、少なからずリーダーシップを取っていただけたらよいでしょうし、また、市が考えているいろいろなイベントも含めての環境ひろばという場合は、大変大切な、今までの取組も大変いい取組だったと、私も見ていてすごく思っておりますし、また、子どもたちも大変喜んでいた場だったと認識しています。

ですので、環境ひろばの方々は、環境問題に対して意識も高くされていらっしゃる御様子もこの意見交換の資料でも分かりますし、しっかりと多面的な環境問題について触れたいという思いも分かります。でも、多面的な中でゼロカーボンをしっかり進めていくというところも、今タイムリミットのある中で進めていくというのも、本当にその認識も大事なところだと思うので、いろいろなテーマで環境ひろばの会員の方が集まって、いろいろと意見もおっしゃっている中でもありますので、大きな環境ひろばの場と、フリートークの場としての会議体としての部分というのが、しっかりと分けられる、同じ名前ではなく、でも極めて同じ名前にするという考え方はどうかな思ったんですけども、その点はいかがでしょうか。

○坂本環境経営課長　　まず、環境ひろばという名前で「ひろば」から何をイメージするか、これは言葉を調べていきますと開かれた場、意見交換する場、交流の場、イベントや遊びなどを行う場と、本当に面的な空間としての「ひろば」というものが一般的でございます。委員おっしゃるとおり、事実上、団体のような活動をしている「ひろば」というのがあると、ちょっとこの2つを混同してしまうのかなというところがあります。とはいえ、集まっている方は個々にこだわりや意識、やっていきたいことがありますので、それを別に阻害するものではないと捉えております。開かれた場として個の考え方をお伝えいただいて、個々に集まって何らかのテーマを深めていくというのは全くもって問題ないものでございますので、この辺りを共有した後で、御指摘のように名前のところからどうなのということも含めて、先ほど、今後調整していくということを述べさせていただいたんですが、調整を進めていければと考えてございます。

○久保委員　　ありがとうございます。この環境ひろばの会員の皆さんは、意識の高い方がいらっしゃるというのは、この意見交換の部分を見れば十分感じられますので、その方々のお声もしっかり受け止めながら、分かりやすい会議体の進行の仕方ができればと思いますので、よろしくをお願いします。

○久保副委員長　　中山委員。

○中山委員　　私も関連でお聞きしたいんですが、まず確認したいのは資料1-1の2ページで、条例としての場としての環境ひろば、環境ひろば設置要綱、さらに環境ひろば会則と、それぞれ3つあるわけです。環境ひろば会則のところの環境ひろばは、毎月基本的には行われていて、今年でいうと7月、8月の取組はこの場としての環境ひろばの取組になっているんだと思うんです、実態上は。ちょっと思ったのは、この場としての環境ひろば、条例の位置づけですね、ここでの取組、あるいは環境ひろば設置要綱での取組というのは、この間どういうものがあつたのか教えていただけますか。

○坂本環境経営課長　　この間、大きなずれはなかったという捉え方をさせていただきます。一つは環境基本計画の見直しであったりとか、ゼロカーボン行動計画の見直しということがございましたので、今後どのようにそれを変えていくのか意見交換をする場ということで行っております。なので、直近の数年間というのは、計画の改定に関する意見交換をするという場では、ずれはなかったという認識でございます。

○中山委員　　そうすると余計、先ほどずれという答弁がありましたけど、そういうことじゃなくて、実態としては、団体としての環境ひろばの皆さんの場の認識にずれがないということは、これの全部がそうだという認識だと思うんです。大きく3つの場に分かれているという認識も、恐らくあまりないんだと思うんです。それは責めているわけじゃなくて、そうならざるを得ないこの間の取組の経過だと思うんです。ただ、ここでいろいろな計画ができた中でゼロカーボンを主軸にやっていきたい、やっていかないとはいけ

ないというところを、どのように出していくのかというところだと思うんです。

先ほど、久保委員からも場の名称のこともありましたけども、これも私も場の名称はいろいろ、環境市民会議とかそういう言い方もしましたけど、ただ私は、そういう環境市民会議という名称にこだわってはいなくて、こういう場をどのようにつくっていくのか、イメージとしては条例上の場としての環境ひろば、この大きな枠組みでの場をどのようにつくるのか、どういう名称でつくっていくのかというところだと思うんです。この大枠での場、ゼロカーボンに向けての場なんだよというのが分かりやすい名称での場をどういうタイミングでつくっていくのか、それを整理しながらなので難しいところだと思うんですけど、しかし、環境ひろば会則の団体としての広場との整理をしてからというのは、時間がかかってしまうんじゃないかなと思います。先ほどの冒頭の説明の中にも、時間が貴重だとありました。2030年がもうすぐそこに迫っていますので、そういう意味ではやり方が非常に難しい面はあると思うんですけど、いかにして早く市としてゼロカーボンに向けた開けた場をつくっていくのか、名称も含めて、その辺が大きな課題かなと思っていますので、一言答弁いただけますか。

○坂本環境経営課長　場としての環境ひろばで、当面はゼロカーボンを主軸にしていきたいという考えでございます。では、事実上の団体として活動しているところとの折り合いといいますか、それをどうしていくかということなんですけども、これは走りながら整理していくのが一番妥当といいますか、効果的かなと考えております。冒頭の説明の最後に触れさせていただきましたが、団体としての環境ひろばは自走化を促していくと、強制されてやるものではないので、個々に興味を持ったことは進めていただくと。市としても限られたリソースは環境ひろばという場を使って、当面はゼロカーボンのほうに主軸を置かせていただくと。要所要所では、これは開けた場ですので意見交換をすることもあると思いますので、市のイベントに環境ひろば会員が参加することもあり得ると思いますので、そういった中で走りながら着地地点を探していくのが最もスムーズかなと考えているところでございます。

○中山委員　私もこのイメージを崩す必要はないなと思っていました。今、答弁いただいたとおりだと思っていました。ただ、ゼロカーボンを目指す場としての環境ひろばだよということを市民にどのように周知していくのか、どういう文言で周知していくのかは一工夫が必要です。その場が担当としてはゼロカーボンに向けた場で、興味のある方はみんな来てくださいという場だと思っていても、市報等々で文言で見たときにそれが伝わるかどうか大きなポイントであるかなと思いますので、その辺の検討は必要かなと思っています。そして、走りながらというのも、私もそうだと思っていましたので、大変だと思いますけどもお願いしたいと思います。

○中山委員長　12時になりましたので1時半まで休憩したいと思います。

午後0時00分休憩

午後1時30分再開

○中山委員長　それでは、委員会を再開いたします。

午前中に引き続いて、調査事項の質疑をお受けいたします。質疑のある方、挙手にてお願いいたします。

○はせば委員　午前中にいろいろ質疑をお聞きしまして、今、きっと環境ひろばの運営の課題等もあるかと思うんですけども、今日の報告の資料を拝見させていただいて、ひろばの方からの意見を幾つか読ませていただくと、環境ひろばとして、時代の変化に対応していく必要があるだかという、今までと違うわけではないんですが、もっと広い形の環境ひろばというような取組も必要だという認識もあるかと思いま

す。午前中、中山委員もおっしゃったように、会議体自体の名称は別としても、もっと環境ひろばの周知を少し変えてみるとか、参加者を多く増やすというところも、もちろん行政の方もその視点は大きいにあるかと思いますが、その点を進めていただきながら、たくさんの市民の方が環境について関心を持って取り組んでいただけるように、このひろばが役割を果たしていただきたいと思います。担当の職員は、大変でしょうけども、よろしくお聞きしたいという意見でとどめたいと思います。

○高瀬委員 2点ほどお聞きしたいと思っています。

一つは、環境ひろば会則というところが、走りながら整理していくところで、自走を目指していきたいというようなお話だったと思います。

ただ、そうだとすると、環境基本条例に基づいた組織体ということでもいいのかなと思うんですけども、その場合の市との関係とか、どのような協働の形を取るのか、そこについて、もし、お考えがあるようだったら、お聞かせいただきたいと思います。

○坂本環境経営課長 条例に、環境ひろばとして、位置づけてございます。読み方によっては、場とも読めますし、組織としては別に定めるというような書きぶりもありまして、考え方としては、場の中に共通の関心を持つ方たちが集団で行動するというのも、全くもって、これはあってもよいものだというふうに捉えております。

考え方としては、独自の活動は一向に構わないんですけども、市としては、目下のところ取り組んでいかなければいけないゼロカーボンというものがありますので、そこにリソースは割かせていただくと。

過去に、ここが全く重なっていたときは、市のリソースは、ほぼ全部、団体としての環境ひろばに注力していたようなところがありますけども、その辺りに変化が出てくると、この辺りは団体としての環境ひろばの皆様にも説明していきたいと、このように考えてございます。

○高瀬委員 ということは、今の環境ひろばの形を市民の方が中心で進めていくということなんだと思うんです。それは自走という言葉が使われていると思うんですけども、そこに、例えば、行政の職員の皆さんの関わりというのはどのように整理される予定なのか。条例には基づいているけれども、そこは特に関わりはしないで、自分たちでテーマも決めて活動をしていっていただくということなのか、そこら辺、教えてください。

○坂本環境経営課長 今、顕在化しているのが、関心の度合いに開きがあるといったような状況となっております。これがそのままずっと続くとも限らないと思います。また、計画の改定であったりとか、もしくはゼロカーボンが一段落したところで、相互にまた意見交換するような場も出てくると考えます。なので、先ほど午前中に走りながら整理をしていくようなところがあるということ述べさせていただきましたけれども、一概にこうだというふうに型を決めて、今後、運営をしていくというよりは、どのような形がいいかというところは調整をしていく考えでございます。

○高瀬委員 午前中も走りながらということはお聞きしておりました。そうすると、環境ひろばの会則に基づいた団体と行政の関わりというのは緩くなるころもあれば、計画などが出たときは、また一緒にしっかり組んでいくというような、ちょっと緩やかな考え方をしたいということでもよろしいでしょうか。

○坂本環境経営課長 恐らく、緩やかなつながりというのが適切ではないかなと考えております。今後、市もイベント等を行っていくときに、その情報提供はしてまいりたいと思っております。

先ほど、はせば委員からの意見にもありましたが、ひろばの中にも関心を持っている方はおりますので、団体としての関わりというよりは、個々の方との関わりで、ゼロカーボン等、共に進めていけるところは

進めていきたいと、このような考えでございます。

○高瀬委員 分かりました。それでは、また御報告いただければと思います。

もう一点は、ゼロカーボンなんですけども、非常に重要だと思っております。そこをテーマにした、また、さらに開けた場をやっていききたいということも十分に理解しておりますし、必要だと思っております。そういったところに、ぜひ、小・中学生や高校生、大学生という若い世代が、今、国分寺市でいろいろな場面で御意見をいただく中で、すごく新しい、先を見たような御意見もあったり、とても斬新な御意見もあったりするので、そういった世代の方たちがたくさん参加できるような場というのも必要だと思うんです。そういった場をつくるのが場としての環境ひろばと大きく書いてありますけども、そこがいいのか、あるいはそこじゃなくてもやっていけるのか、その辺はどのような整理なのか教えてください。

○坂本環境経営課長 きっかけとしての場は非常に重要だと考えております。このきっかけというのが、市民発意で行われるケースもあれば、行政の発意できっかけをつくっていくということもあると考えております。

先ほど来、答弁で説明させていただいておりますが、イベントというのは非常にきっかけとしてはつかみやすい、イメージしやすいものです。ただ、これを毎回同じものを繰り返していても、訴える力が弱くなりますので、いろいろなアイデアや知恵を出していただきたいですが、これは行政だけではなかなか広がりませんので、今、事業者ともいろいろ意見交換をしておりますので、事業者などの力を借りながら、興味を持てるようなイベントをきっかけにゼロカーボンを進めてまいりたいと、このように考えております。

○高瀬委員 きっかけが必要なことは分かりました。でも、その後、やはり、しっかりと話し込んでいくような、意見交換できるような場がやはり必要じゃないかと思えます。なので、事業者の方たちに御協力をいただくということですけども、そのときには、ぜひ、対象の枠も広げて、若い世代の方たちも参加しやすいような、そんな場づくりをしていただきたいと思っておりますけども、一言御答弁お願いします。

○坂本環境経営課長 今、委員おっしゃっていただいたところが、まさに、べき論から方法論に移る過程かなと考えております。

若い人の参加を募っていくべき、これは環境ひろばの意見交換の中でも出てはいるんですけども、実際にどうやってやるのかというところで、※思考停止で立ち止まってしまうようなケースが、過去にございました。その中の一つの回答が、イベントなどをきっかけに進めていくというものなので、べき論から具体的な方法論への変換は進めてまいりたいと、このように考えております。（※38ページに訂正発言あり）

○高瀬委員 分かりました。なかなか、若い方たちといっても、集まっていただくのが難しいということもありますけども、やはり最近のこの動きの中では、かなり若い方たちの御意見もいただいたり、あるいは集まっていただく場もつくってはきているので、それがさらに膨らむような形になればいいのかなと思っておりますので、そこはお願いしておきたいと思っております。

○中山委員長 ほかに質疑のある方。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長 では、以上で質疑を終了いたします。

調査事項、環境施策については引き続き調査することとし、継続といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中山委員長 御異議なしと認め、継続と決しました。



○中山委員長 続きまして、報告事項を受けたいと思います。

報告事項1番 **公共施設のLED化について**、報告をお願いいたします。

○坂本環境経営課長 それでは、資料No.1-1をお願いいたします。

こちらは本定例会の補正予算審査特別委員会に債務負担行為として提案させていただいている内容となっております。

1番目、公共施設LED化の目標と取り巻く社会状況について記載してございます。

市役所版のゼロカーボン行動計画では、2030年に公共施設の屋内照明のLED化率100%を指標として掲げてございます。一方、蛍光灯には微量な水銀が含まれており、令和9年、西暦で2027年までに製造廃止が決定されているといった状況でございます。

2番目でございます。今年度、公共施設を対象として実施した調査結果をまとめたものとなります。

今後LED化が必要な施設については、記載のとおり57施設となっており、調査結果の詳細は資料No.1-2にまとめてございます。

2ページをお願いいたします。

3番目でございます。今回の調査を通して課題が見えてまいりました。効率的に進める上で、一括でLED化を実施することが考えられますが、部分的に照明を修繕してLED化しているケースが多くあり、図面についても十分であるとは言えない状況が分かりました。円滑に契約手続を進めるためには、市内に点在している対象施設を全て回り、現地調査をして、必要なLED照明の数や型式、交換方法を整理する必要があります。そのため業務委託による調査を予定しております。

4番目に今後のスケジュールを記しております。

令和7年度中に契約手続を行い、令和8年度の4月から調査を開始し、令和9年度の予算編成時期までに対象施設と実施手法を確定していく予定でございます。令和9年度のLED化への交換の工期については、調査結果によって変わることを見込んでおります。

資料1-2をお願いいたします。

資料の右端、こちらに調査対象であるかないかを記しております。調査対象の考え方としましては、LED化していない施設、部分的にLED化している施設、既にLED化しているが、10年以上経過している施設を選定しております。加えて、施設更新や修繕の時期や方法が未確定なもの、用途が未確定なものも調査を実施するという考え方でまとめてございます。

報告は以上でございます。

○中山委員長 報告が終わりました。質問のある方、挙手にてお願いいたします。

○寺嶋委員 御説明ありがとうございます。

一点確認させていただきたいのが、この蛍光灯が令和9年までに段階的に廃止ということで、少しずつこれを作らなくなっていく、輸入とか、そういった形で販売はされているものの、在庫が残っている限りという形で進めていくとなると、段階的なので、結構早い段階から物も減ってきてしまう可能性もあると考えて、令和9年度のこのペースで特段問題ないと現状判断されているという認識でよろしいでしょうか。

○坂本環境経営課長 委員のおっしゃっていたとおり、蛍光管については段階的な製造廃止ということが予定されております。一方で、製造は廃止となりますが、市場在庫はあり、その販売は禁止されていないといった背景がございます。

今回、事業を進めるに当たって、メーカーと情報交換はしております。蛍光管自体、大量に一気にまず切れるものでもなく、市場在庫で継続的なものは補えるだろうという見立てがございます。一方で、製造廃止は確定しておりますので、速やかにLED管への交換というのも促されているような状況でございます。スケジュール的には無理がないものと考えてございます。

○寺嶋委員 ありがとうございます。メーカーとはもう協議を行って、このような見立てとされているとこのことで理解いたしました。

今後とも、状況はずっと絶対に変わらないと言い切れないので、その部分は注視しながら、こちらのほう進めていただければと思います。

○対馬委員 お伺いをさせていただきたいのは、今回の調査なんですけども、既にLED化されているところについては調査をかけないと、未対象というふうになっているんですけども、今回の調査で調べる項目というものが、もう既にLED化されているところでは全て分かっているのかどうかということをお伺いしたいんですが。

○坂本環境経営課長 既にLED化されている施設という点では、学校施設が挙げられます。こちらのほうは比較的最近LED化を行ったということで、情報の関係は一定程度整理されているというふうに伺ってございます。

○対馬委員 ありがとうございます。当然、このLED化された後も、更新ですとか、そういったところについては、段階的になるのかどうか分からないですけども、今のうちから予算も平準化できるように調査があつて、いろんな手段が考えられたなというふうに思っておりますので、ぜひ、そういった視点で調査もしていただいて、情報共有していければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○久保委員 すみません。御説明ありがとうございます。

この点検に関する対象の施設も一覧になっていますけれども、大枠の優先順位みたいなものがあれば教えていただきたいんですけど。

○坂本環境経営課長 蛍光管の製造廃止は決定されているものでございますし、照明器具は劣化していくものでございますので、この施設間での優先順位という考えはございません。

○久保委員 建物の築状況の優先順位とか、そういった大枠はありますか。

○中山委員長 築年数に基づいて、古い施設からやっていくとかはありますか。

○坂本環境経営課長 今、調査前で詳細な情報が分からない状況となっております。現地調査をしていった中で、喫緊に対処しなければいけないものというのも見えてくる可能性がございますので、まずは調査をさせていただいて、その次に、優先順位というものが発生してくるのかどうか、もしくは一括に行つて問題ないものなのかどうか、その辺りを整理してまいりたいと考えてございます。

○久保委員 承知しました。それでは、進めていただいて、よろしくお願い申し上げます。

○はせべ委員 すみません。御説明の中の2ページのところのLED化における課題というところで、3点目の実施手法、括弧書きでリース、ESCO、修繕について検討する必要があると記載されているんですけど、基本的なこの手法の説明をいただきながら、次に、今現在、市全体で包括施設管理委託業務をされていると思うんですけども、そことの関係性があるのかないのかということも含めて、御説明をお

願います。

○坂本環境経営課長　　まずリースでございますが、これは一括して交換した後、それはLED照明自体はリース会社の所有となります。これはリース期間が何年かによります。リース期間終了後は、所有権が市のほうに移転するというパターンが、ほか事例を見ると一般的というふうに伺っております。リースについては、そのようなものです。

次にESCO事業というのは、蛍光灯からLED化することによって、電気代が半分ぐらい削減が見込めるといふビジネスモデルとなっております。その削減した電気代で、要は工事費用を賄っていくというものです。

ただ、これが小粒な施設のLED化で成立するかどうかというのは見えないところがございますので、調査中の実施手法の検討の中で、整理していく必要があるというものでございます。

3番目の、これは修繕というのは、一般的なもので、設計をして、その後、市の持ち出しによって一括して交換工事を行うというものです。

3つともベースにあるのは負担を平準化するという考えがございます。修繕についても、起債を組んで、その償還をしていくという平準化の方法がございます。

委員おっしゃっていた包括施設管理委託との兼ね合いでございますが、修繕をした場合は市の所有になりますので、包括管理の中に入ってくるというふうに見立てております。

ESCO、リースについては、事業者の持分になるという兼ね合いがございますので、そういうふうになったとき、市の包括管理とどのような折り合いをつけていくかについては、緊急に整理はしていくというふうな課題意識は持っているというところでございます。

○はせば委員　　詳細な御説明ありがとうございます。こういった形では、ESCO事業というところが大きな事業手法として、私も調べさせていただいて、今の御説明で整理ができたところです。今後、検討するということですが、こういった検討手法が、もう少し具体的になったら、またこの委員会でそのスケジュール等もお示しいただけるのでしょうか。

○坂本環境経営課長　　次年度に調査をして、その経過については所管の建設環境委員会に報告していく考えでございます。

○久保副委員長　　中山委員。

○中山委員　　この対象施設の中に、包括施設管理委託に含まれている施設もあると思うんですけど、そういうところは、この点検を、その包括管理の委託事業者をお願いすることはできないのかなど。それによって、今回やろうとしているこの点検の委託費を抑えることはできないのかなというふうに単純に思ったところなんですけど、いかがでしょうか。

○坂本環境経営課長　　包括施設管理委託での点検というのは、不具合があるかないかの日常的な点検業務というように伺っているところでございます。

今回の、一括して調査を行う意味になりますけれども、同じ物差しといいますか、同じ見立てで全部の施設を見て、それでスケールメリットがどのように生かせるかというところを見いだすのが重要なところだというふうに考えております。

LED化をするために、要は餅は餅屋といいますか、その方面に明るいプロの方にまとめて同じ基準で調査、整理をして、提案をいただくと、このような考えでございます。

○中山委員　　そういうところはそうなんだろうということは思っていたんですけど、最初の説明の中にも、

物によって、どういう取替え手法があるのかということまで確認するというようなことをおっしゃられていたので、そこまで行くと、確かに包括施設管理委託業務の方では難しいのかなと思ったんですが、目視で調査するわけですけども、チェックリストみたいなのができて、それで済むならできるのかなって、ちょっと単純に思ったところなんですけど、なかなかその結果が、今、答弁いただいたように統一されていないと意味ないんですよね。それはよく分かるので、もし統一できるのであればいいのかなと思ったので、提案してみましたけども、取りあえず承知しました。

○中山委員長　ほかに質問のある方、よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　では、報告事項1番を終わります。



○中山委員長　次は、報告事項2番 **国分寺市住宅マスタープランの改定について**、報告をお願いいたします。

○高木まちづくり推進課長　国分寺市住宅マスタープランの改定につきましては、前回の第3回定例会でも御報告をさせていただいているところです。

前回の御報告の中のスケジュールの中に、現況分析を今年度の最初の頃に行うということにしておりまして、そちらについても報告いただきたいというお求めがございましたので、今の進捗の状況と併せて御報告したいと思っております。

まず、改定の進捗状況ですけれども、市民アンケートを行いました。3,000通を送付いたしまして、うち1,291通、約43%の回答をいただきました。

続いて空き家ですが、こちらは289通を送付いたしまして、今もまだ委託事業者のほうで、現地調査で市内を回っておりまして、そのときに判明したものに追加でアンケートを送付しているような状況でございます。

次に、区分所有のマンションのアンケートですが、こちらは207通を送付し、うち66通の回答をいただいております。

あとは、現行計画の住宅施策の実施状況について、庁内の各部署に対して状況調査を行いました。現在、回答結果を取りまとめているところでございます。

次に、現況分析についてですが、今回提出いたしました資料につきましては、国や都の上位計画から考えられるもの、それから関連法令の改正、人口や世帯などの状況、こういったものから考えられる今後の改定の視点や改定計画の方向性を仮説として示しておりますもので、現時点では、あくまでも参考資料の扱いでございます。この仮説に、市民アンケートから見えてくる市民意向などを加味いたしまして、改定に向けて検討を行ってまいりたいと考えております。

次の資料のページから22ページまで、検討、現況分析でございますので、こちらのほうは分量が多いので説明は割愛させていただきたいと思っております。お読み取りいただければと思います。

報告は以上でございます。

○中山委員長　報告が終わりました。質問のある方、挙手にてお願いいたします。

○高瀬委員　御説明と資料をありがとうございました。

今、御説明いただきまして、現在、この参考資料ということで出していただいたということは十分に承知しております。

ただ、ちょっと資料の見方なんですけれども、後半のほうが恐らく国分寺市に落とし込んだ、現状に対してこのようなことの検討が必要だということが書かれていると思うんですけれども、ここについては、12ページにしても、例えば、人口の動向があり、矢印でこういったことの検討というのをいただいています。ここについては参考資料ではありますけれども、ほぼこういったことについては考えていくという内容ですよね。庁内で話し合いをしていくという、課内で話し合いをまずはしていくということで、こういった矢印の検討するべきものを書かれているのか、この資料のつくりについて教えてください。

○高木まちづくり推進課長　まずは統計の状況などから読み取れる内容を視点としては書き出しております。一つ一つについて、全て検討するかどうかというのは、今後、次の検討委員会に向けて資料作成いたしますので、そのときに課内でまずは調整をして、検討に上げていきたいと考えております。

○高瀬委員　ありがとうございます。検討が必要ではないかというものを、まずは書き出していただいているという認識でよろしいですね。

また、次の検討委員会の中では、具体的に検討が必要なものをピックアップしていくというような御答弁でよかったですか。ごめんなさい。御答弁をもう一回お聞きしたいと思います。

○高木まちづくり推進課長　次の検討委員会に向けて、課内でまず資料作成をいたしますけれども、そのときに一旦整理をいたしまして、検討委員会のほうで、我々のほうから検討してほしい項目について検討してもらおうということになります。

○高瀬委員　分かりました。

本日、かなり細かく、国分寺市の現状も分かるような資料を出していただいたと思っています。これを見ていくと、こういうふうに変わっているんだとか、あるいはこういうところがこれから課題になりそうだなというのが結構見えてきているのではないかとすると、非常に重要な資料なんだろうなというふうに認識しているところです。

先ほど申し上げたように、矢印で描かれた検討の材料というところも、どれもどのように検討ができるかなと想像はしているところなんですけれども、ここまで、まず、まとめていただくのも非常に大変だったのではないかなというふうに思っております。ぜひ、今この課題の検討に挙げられているところは、少なくとも課内、また庁内でもしっかりと見ていただきたいなと思っております。

非常に難しいのかなと思われるようなものも含まれてはおりますけれども、ぜひ、そこについては、どのような検討があって、このように考えているというようなこともお示しただけいたらと思いますので、そこはお願いしておきたいと思えます。いかがでしょうか。

○高木まちづくり推進課長　今、委員のほうからお求めがございましたように、市では権限や財政面などで断念せざるを得ないかなという項目も今は挙がっておりますけれども、今後のことも含めて、議題には出していききたいかなと思えます。

○高瀬委員　お願いしたいと思います。

その条件は前提というのは分かったんですけども、一点だけ、例えば、17ページなんですけれども、住宅需要と農地など緑の保全のバランスを保つため、既存の住宅用地や住宅ストックの活用等により、住宅需要への対応を図ることが可能か検討するというような内容があります。多分、非常に難しいことだろうなと思うんですけれども、緑を守るところと住宅ストックを活用するということは、新築を少し抑えるようなイメージを持ってしまいうんですけれども、このようなことも、これからの、当然、所有者の方がいらっしゃるので、そこは大事にしながらですけども、考え方としてはあるのかなというふうに思ったりした

ものですから、今後の検討の状況など、また、ぜひ、確認をさせていただきたいと思います。

そのようなことが、本当、資料の中にたくさん散りばめられているような印象を持っております。この計画の策定を楽しみに見ていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○久保副委員長 中山委員。

○中山委員 一点あります。

資料2の1ページの、この最初のアンケートの改定の進捗状況のところ、アンケートの通数がありますが、空き家・空き地アンケート、289通を送付したとあります。この資料の18ページの2行目のところで、空き家の戸数は6,870戸とあるんですけど、この空き家の数、集合住宅だと何件かあって、複数の戸数がある場合の送付は1になるのかとか、そういう想像はするんですけど、ただこの6,870と289の差が大きいので、これどういうふうに考えればいいのかというのが、これは単純な疑問ですので、教えていただければと思うんですが。

○高木まちづくり推進課長 今見ていただいている18ページの右側の表なんですけど、国分寺市の住宅総数は7万2,880戸となっています。これは集合住宅も全て含んだ戸数です。家の数ではなくて戸数です。上のピンクのほうに住んでいるほうで、下のブルーのほうに住んでない戸数になります。その中に空き家と、一時現在者のみの住宅ですとか、建築中とかというのがあり、一番右側に二次的住宅、賃貸用の住宅、売却用の住宅、その他というのがありまして、このその他というところが利用目的のない空き戸数になります。これが約900戸あるということになります。

次に、22ページに飛んでいただいて、左下に空き家の腐朽・破損の有無というタイトルのグラフがあるんですけども、こちらの左側が一戸建てで右側が共同住宅になります。この一户建てのうちのその他の部分、こちらが一户建てで利用目的のない空き家ということになっていて、これの戸数は500戸です。今回、私たちがアンケートの対象にしているのは、この500戸のうち、課で把握している空き家の所有者に対して、アンケートをお送りしたということになっております。

○中山委員 そうすると、500戸のうち約200戸については所有者が不明という理解でよろしいのでしょうか。

○高木まちづくり推進課長 おっしゃるとおりです。所有者が分かっている状況のものというのは、近隣の方から何かしらお声がけいただいて、ここの空き家について、ちょっと管理に問題があるのではないかと、いうところを教えていただいて初めて所有者を調べ、管理の依頼をかけているような状況なので、まだ私たちが知らない空き家というのもあるため、市内を回っている委託事業者のほうで新たな空き家が判明したら、アンケートを追加して送っていると、そういう状況です。

○中山委員 分かりました。詳しくありがとうございます。

今回の資料について、私が前回の委員会で、たしか質問する中で求めたものかなと思います。

先ほど高瀬委員とのやり取りで、今回の資料の位置づけは理解をしまして、その上ではあるんですけども、9ページに住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）との関係のことが書かれております。視点というところでも、青い字で、高齢者等の住宅確保要配慮者に対するセーフティネット機能についての検討とありまして、その下にも国の資料等もありましたので、東京都住宅マスタープランも調べてみました。その中には、この間、私やほかの議員も求めている居住支援協議会について、東京都住宅マスタープランの中でも、この自治体の居住支援協議会の設立、活動の促進というの項目に挙がっております。

市としての課題としては、この間の答弁は、私、求める中で把握をしますし、それに近いような取組も、この間されてきているのも承知はしているんですけども、こういう計画の中で、どこまで記載するのかというのは、また次の課題としてあると思うんですけど、ただ、やはりこの居住支援協議会というところを目指していくというところは打ち出していきたいなという思いはあるんですけども、現時点での考え方について、一言お願いしたいと思います。

○高木まちづくり推進課長 現時点では協議会の設置を目指すということではなくて、効果的に支援を行う方法を考えていくという、そういう方向で今は考えております。

○中山委員 分かりました。この間の答弁でもそういう答弁だったかなというふうに思います。

この計画は何年計画になるんですか。

すみません。10年計画です。前回の資料にたしかあったかなと思います。

10年計画ということであれば、時期をいつというふうにするのではないと思うんです。市内に居住支援法人がないという大きな課題もあるのかなというふうに思っていますし、その法人の設立がいつになるのか、そういう法人ができてくるのかというのが、やはり分からないというのが一つの大きな課題かなと思います。ただ、市としては、その支援法人ができそうな、そういう団体があれば、やはり支援していただきたいという思いもありますし、そういうのを含めれば、目指すという具体的な書き方でなくても、居住支援協議会についての何らかの方向性について、今答弁いただいたところも大事ですけども、それと併せて、今後に向けての方向性についても少し、やはり10年計画ということであれば言及していただきたいなというふうに思います。

先ほど述べたように、この資料の性質は承知をしましたので、また報告もあると思いますので、そのときにもまた確認していきたいと思います。

○高瀬委員 すみません。一点だけ関連なんですけれども。

居住支援の法人を使った団体は活動していて、今の市の方々と本当にこれまでずっと懇談を重ねてきておりました。

今回、10月に懇談があったところから、少し内容が濃くなってきたよということを、その方たちからお聞きしております。ぜひ、協議会は求めてはいきたいところではありますけれども、それに近い形のしっかりと多職種で議論ができるような場をつくってほしいなというのは、まず今の段階では思っているところです。

関連してお聞きしたいのは、居住支援法人が入居のサポートを行うということで、居住サポート住宅については、市長がそこを認定するという住宅になっているわけなんですけど、そこについては、いろいろ調査をしていただいたりしていると思っているんですけども、今の検討の状況だけ、せっかく資料も出していただいているので確認させていただきたいと思います。

○高木まちづくり推進課長 サポートを付加して、賃貸に出して、大家さんが貸しやすくするようなことを考えた住宅が居住サポート住宅なんですけれども、そのソフトの部分は福祉のほうで、ハード面については住宅のほうで認定の審査をするというところのすみ分けはできています。

まだ多摩地区で、ほかの自治体と連絡会などでも情報の共有をしているんですけども、今のところ相談もない状況で、あまり民間の事業者のほうでも、それに向けた動きというのはまだ出てきていないなというような感じで受け止めております。

○高瀬委員 そういった意味では、ぜひ、今やっつけてくださっている連絡会の中でも、大家さんのいろいろ

な心配事とか、不安だったり困難なことというのは理解もできる場所でもありますので、しっかりと議論していただくように進めていただきたいと思います。やっぱり地域でしっかり動く人がいないと、そこはいくら市長が認定しても、それは機能として回らなければなりませんので、そこはちょっと継続して話し合いなどをしていただけたいかと思っておりますので、意見にとどめますけれども、よろしく願いいたします。

○中山委員長　ほかに質問のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　では、報告事項2番を終わります。



○中山委員長　続きまして、報告事項3番 **国分寺市耐震改修促進計画の改定について**、報告をお願いします。

○高木まちづくり推進課長　建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定しております国分寺市耐震改修促進計画の改定についてでございます。

こちらについても計画期間の10年が満了するということを踏まえまして、今年度中に改定を行いたいと考えております。

改定の方向性なんですけれども、基本的には方針や施策については現行計画をそのまま踏襲するというのを考えております。

内容は、実績を踏まえた改定ということで、現状のデータを最新のものへ更新し、現状データを踏まえて目標値の見直しを行うというものです。

現在、東京都でも東京都耐震改修促進計画の改定の検討を行っておりまして、中間の報告を見たところでは、国分寺市耐震改修促進計画に関わりのあるような変更は見当たらないというところを確認しております。

東京都が年明けにパブリック・コメントを行いますので、もう一度、再確認をしていきたいと思っております。

改定のスケジュールですけれども、11月に国分寺市建築物耐震化促進検討委員会を一度行いました。今、御報告したような内容を確認していただいたというところなんです。今、12月で議会報告させていただいておりまして、年明けに東京都のパブリック・コメントの状況などを見て、第2回の検討委員会を開きたいと思っております。3月には議会報告をし、庁議にかけ、計画の改定ということスケジュールとしては考えております。

次のページをお願いいたします。

改定予定箇所一覧ということでお出ししておりますが、主な修正点を見ていただいてもお分かりになるように、ほぼ情報を最新にするというところでございます。

我々としては、変わらず木造住宅の耐震化、それから緊急輸送道路沿道建築物の耐震化、ブロック塀の安全対策などを粛々と今後も続けていきたいというふうに考えております。

報告は以上でございます。

○中山委員長　報告が終わりました。質問のある方、挙手にてお願いいたします。

○久保副委員長　中山委員。

○中山委員　一点だけ確認したいなと思ったのが、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化ですけど、結構進ん

でいるという認識だったんですが、現状はどのくらいの進捗でしょうか。

○小泉建築指導課長 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化は都道沿道の建築物の耐震化の話なんですけれども、その中で特定緊急輸送道路という、特に交通上重要な路線を都が示してしまっていて、その耐震化の助成制度というのは以前からございます。こちらは対象が20件に対して、15件が既に耐震化されているといった状況で、5件残っているといった状況になります。

こちらの5件は、所有者の御事情ですとか、もろもろのことで令和3年以降で動きがないような状況でございます。

ある一定以上のところまで、こちらでも説得してきたというところがございますので、今年度からは全ての都道に助成制度を拡大しまして、一般緊急輸送道路と申しますけれども、こちらは今年度が初年度でございます。なので、まず対象の所有者に制度の周知と、それから御意向の調査を、アンケート方式ですけれども、行ったというところがございます。

まだ、そちらの結果につきましては、取りまとめと、あと順次ヒアリングなんかも行っていますので、まだ、この場で何件といった達成率のほうは出せないような状況でございます。

○中山委員 一般のほうは、総数も今まだ精査中ということですかね。数は出せないという答弁だったんですけど。

○小泉建築指導課長 調べましてお答えしたいと思いますので、お時間いただけますでしょうか。

○中山委員 そうしたら3月のときでも構いませんので、次回の報告のときにお願ひできればと思います。

○はせば委員 すみません。一点だけ。最後の御説明のところの、今後取り組んでいくというところの部分で、ブロック塀の耐震化事業もされているかと思うんですけども、市が把握している危険箇所のブロック塀に対して、今はどのくらい改善されているかということが分かれば教えてください。

○小泉建築指導課長 こちらは第2回の定例会で状況のほうは御報告しておりまして、ちょっと重なりましますけれども、撤去の計としては54件、残存数としましては99件ということになってございます。こちらは市の職員のほうで現地も調査した内容の件数ということになってございます。

○はせば委員 ありがとうございます。まだ99件残っているということで、地道な作業になるかと思えますけれども、今後とも安全対策を頑張ってやっていただきたいと思います。

○中山委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 それでは、報告事項3番を終わります。



○中山委員長 次に、報告事項4番 **ぶんバス介助者割引の導入**について、報告をお願いいたします。

○古谷交通対策課長 それでは、ぶんバスにおける障害者の介助者割引の導入につきまして、御報告させていただきます。

まず、1番、導入の概要となります。

皆様御承知のとおり、本年4月1日より、ぶんバスの運賃を改定し、これと併せ、小人運賃と障害者割引を導入したところとなっております。その後、障害者の介助者に対する割引制度の導入を要望される声をいただいていたことから、さらなるぶんバスの利便性向上を図るため、介助者割引の導入に向けて、現在、準備を進めているところとなっております。

2番、導入予定日となります。導入予定日は令和8年4月1日より、3番、改定運賃につきましては、

介助者が100円となります。

割引制度の対象者となりますが、こちらの資料に記載の障害者手帳の旅客運賃減額欄に第一種の記載がある障害者を介助する方1名となります。

なお、この条件につきましては、鉄道、路線バスと同じ運用となっております、また、他市のコミュニティバスにおきましても、この条件は準用されているものとなっております。

最後、スケジュールとなりますが、裏面に図を示しておりますので、そちらも御覧ください。

今後につきましては、12月15日号市報で市民意見を募集いたしまして、12月15日から26日までこちらのほうを募集いたします。いただいた御意見につきましては、取りまとめを行い、来年1月21日に開催の国分寺市地域公共交通会議に諮り、協議が調いましたら改正手続と市民周知を進めてまいりたいと考えております。

簡単ですが、報告は以上です。

○中山委員長 報告が終わりました。質問のある方、挙手にてお願いいたします。

○寺嶋委員 御説明ありがとうございます。簡単に確認させてください。

こちらを実際に適用された場合の、実際にその他対象となる方のフローといいますか、乗車したり降りたりするときのフローはどんな感じなのか、イメージだけ教えてください。

○古谷交通対策課長 障害者の方がぶんバスにお乗りになる際には、運転士への証明書の提示が必要になります。そこでその証明書の内容を、運転士が確認しまして、介助者がいますというお申出の中で、そこで第一種の記載があるかどうかを確認して、それがあれば、お二人で乗っていただくという形になります。

○寺嶋委員 そこに関して理解しました。

あともう一点、既に介助者でなくても障害をお持ちの本人は、実際、今そんな形で対応されているということは、運転士の方も一連の流れはもう大体分かっていて、4月1日のタイミングで実際に実施するとなっても、運転士の方とか、特段の問題はないという認識でよろしいでしょうか。

○古谷交通対策課長 はい。運用につきましては現在とほぼ変わりませんので、特に問題はないというふうに考えております。

○久保副委員長 中山委員。

○中山委員 この件につきましては、私も一般質問等々で求めさせていただきまして、御対応していただいて、ありがとうございます。

私も気になっていたのは、今、寺嶋委員が質問していただきましたので、要は、今の障害者の方が100円で乗るには、そういう何らかのものを示して、この第一種の記載を確認していると。それが確認できれば、4月1日から介助者の方も100円になるということを今確認できましたので、質問としてはありませんので、意見というか、御対応いただいてありがとうございます。

○中山委員長 ほかに質問のある方。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 では、報告事項4番を終わります。



○中山委員長 次に、報告事項5番 **ぶんバス北町ルートバス停追加**について、報告をお願いいたします。

○古谷交通対策課長 引き続き、ぶんバスです。よろしくをお願いいたします。

こちらにつきましては、ぶんバスの北町ルートのバス停の新規設置となります。

ぶんバスの北町ルートバス停の新規追加になりますが、こちらつきましても、皆様、既に御承知と思いますが、これまで長く御利用者の方から御要望いただいております、北町ルートの東戸倉一丁目付近へのバス停新設について、各社と協議が調いましたので、設置ができることとなりました。

新しいバス停の運用開始予定日は令和8年1月5日の始発よりとなります。

なお、運行計画の変更内容につきましてはバス停の新設のみとなりまして、ルートの変更はございません。

設置箇所につきましては、裏面に地図がございますので、御参照いただければと思います。現在、立川バス、西武バスの二ツ塚バス停がある場所となりまして、この並びにぶんバスのバス停を新設することとなります。

運行ダイヤにつきましても、変更対照表をおつけしてございますので、御参照いただければと思います。

今後につきましては、12月15日号市報をはじめ、バス停や車内、市のホームページなど、様々なメディアを活用して周知を行ってまいりたいと考えております。

簡単ですが、報告は以上となります。

○中山委員長 報告が終わりました。質問ある方、挙手にてお願いいたします。

○久保委員 御報告ありがとうございます。

この北町ルートの、特にこの府中街道に沿ったところのバス停の新設は、もう本当に利用されている方が喜ばれる結果だと思っておりますので、大変にありがとうございます。

今、御報告いただいたこのバス停の場所をもう少し細かく確認したいんですけども、西武バス、立川バスのバス停があるところから何メートルぐらい。あと、間に道が一つあるかと思うんですけども、どれぐらい一緒にくっついてバス停の看板が立つのか、今、2つのバス停の看板が立っていますけど、その少々細かいところを教えてくださいませんか。

○古谷交通対策課長 今現在、その2つ並んでいる一つ南寄りというんですか、西国分寺駅寄りのほうに置く予定にはなっているんですが、3つのバス停を同じような間隔で並べることが、どうも道路の構造上できないみたいなので、1メートルほど離れたところに立てるようなことで予定しております。

○久保委員 分かりました。この地図の資料の裏面の2ページのほうの27番地3というところと、実際に立川バス、西武バスがあるところと、ちょっと住所地が違うので、もっと5メートルほどは離れているのかな。離れてほしいという意味もあるんですけど、離れているのかなと思っているんですけど、そうではなさそうですね。

○中山委員長 1メートルですか。

○古谷交通対策課長 正確な距離は、ちょっと今、手元に資料がないので分からないですが、至近ではなく、少し離れているというふうに報告は受けております。

○久保委員 大変細かいところすみません。一旦承知しました。ありがとうございます。

○高瀬委員 新たなバス停の設置ということで、ありがとうございます。東戸倉の方たちが、本当にずっと御要望されてきて、お待ちいただいていたかなと思うので、大変喜ばれていらっしゃるのではないかと思っています。

それで、一点だけなんですけども、以前もお聞きしたことはあるんですが、北町ルートは乗れる定員が限られていて、立って乗ることもできませんので、1回バスが来て乗れない場合は、もうそこで1時間待つか、ほかの場所に行かなければいけないということがあります。今回、新たなバス停が追加されて、と

でもよかったんですけども、その辺というのは、今のところ特に混乱なく来ているのか、乗れない方がいないのか、また新たなバス停が追加されたときにもなかなか想定するのは難しいかと思っておりますけれども、そのようなところもアナウンスは一応必要なのかなと思うんですが、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○古谷交通対策課長　今回、申請することによりまして、乗れない方が発生する可能性はあるというふうにご考慮しておりますので、そういった方が発生した場合にも混乱を招かないように周知のほうはしていきたいというふうにご考えます。

○高瀬委員　そこは丁寧に周知しておいたほうがいいかなと思っております。

前は乗れないときに、後ろから予備車が来てくださったけど、運転士がいないということで、それが難しくなってしまったという経緯もありますので、本当は1時間に1本で変更なしというところが、何かもう少し変わるといいなと思っておりますけれども、運転士がいないということでは難しいというふうにご理解しております。なので、そういったところも丁寧に対応していただけたらいいかなと思っております。楽しみにされているだけに、いろいろ混乱しないようお願いしたいと思います。よろしくごお願いいたします。

○久保副委員長　中山委員。

○中山委員　すみません。ちょっと関連でお聞きしますけど、今、積み残しとか、乗れない方がどのくらいいるのかというようなことは、数まではいいんですけど、それを把握するような取組というか仕組みというのはあるんでしょうか。

○古谷交通対策課長　武州交通興業株式会社のほうには、乗れなかった方の人数を確認するように指示しておりますので、把握はできております。

○中山委員　分かりました。では、その確認はされているんですね。お願いしているということなので、また機会を見て、その辺の確認をしたいと思っております。今日は終わります。

○中山委員長　ほかに質問よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　それでは、報告事項5番を終わります。



○中山委員長　次に、報告事項6番 **新町一丁目緑地に関する市民懇談会の意見概要**について、報告をお願いいたします。

○岡沢緑と公園課長　報告事項6番、新町一丁目緑地に関する市民懇談会の意見概要について御報告いたします。

昨年度、都市計画決定しました新町一丁目緑地に関しまして、来年度実施予定の設計の参考とするために市民懇談会を開催しましたので、その概要を報告するものでございます。

報告事項資料No.6を御覧ください。

初めに、市民懇談会の概要でございます。

令和7年8月20日午後6時30分より、また8月23日午後1時30分より、並木公民館にて開催しております。参加者は両会合わせまして27名と、多くの方に御参加いただきました。

資料3ページの次のページに市民懇談会で配付した資料を別紙として添付しておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

続きまして、市民懇談会の意見概要でございます。

別紙9ページにあります整備イメージ案をたたき台としてお示しし、御意見をいただきました。

主な御意見といたしましては、ここの緑地はすごく貴重なので、ここの一帯が整備されて、みんなが憩える場所になってほしい、緑の保全・交流の場・防災という観点で整備してほしい、などのほか、虫取りに伴う真夜中の強いライトに困っている、高いフェンスで囲まれると自然との共存に違和感を覚える、防犯上通り抜けができないようなフェンスは必要、維持管理における緑のボランティアに関わりたいなどの様々な御意見をいただいております。

今後につきましては、皆様からいただいた貴重な御意見を参考に、関係課とも共有を図りながら検討を進め、作成する整備基本案を、来年度のおおむね夏頃になるかと思いますが、開催する設計説明会でお示しし、参加者の御意見を伺いながら、令和9年度中の供用開始を目指し、事業を進めてまいりたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

○中山委員長 報告が終わりました。質問のある方、挙手にてお願いいたします。

○久保委員 御報告ありがとうございます。新町一丁目緑地について、楽しみにしながら、具体的に企画が進んでいくようにというふうに思っております。

実は図面で説明したほうが分かりやすいので、9ページなんですけれども、この図面のちょうど緑地のすぐそばのところ、市道の一番右端のところ、今、新築住宅が何軒か建っています。今、建築中のところもありますし、建築し終わったばかりの住宅がありますけれども、まだ引っ越してこられたばかりだからだとは思いますが、この緑地の状況等について御理解されていない方もいらっしゃるようで、この緑地の状況であるとか、そういったところの懇談会等の日程とかは、新しくいらっしゃった方々にもお伝えはされているのかどうか、確認させてください。

○岡沢緑と公園課長 まず、市報で開催する旨をお示ししまして、あと近隣に関しましては、チラシを作って、開催についてのお知らせ等を行っております。あとは関係する自治会のほうにも、その辺の情報をお渡ししているというような状況でございます。

○久保委員 ありがとうございます。今後も、今、建築中のところも含めて、変化の時期なので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そのこの住民の方から虫に関するお声が届いたりしておりますので、緑地が整備されれば、その心配も少なくなってくると思ひますけれども、何かお声は届いていましてしょうか。

○岡沢緑と公園課長 ちょうどその隣に位置する方から、そのような情報はいただいております。

○久保委員 分かりました。ハエということではありましたが、その点も含めて、市民の方ときちんと連携を取りながら、しっかりと整備を進めていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○高瀬委員 すみません。よろしくお願ひします。

一般質問でも取り上げさせていただいたので、今どうしようかと、ちょっと迷っていたんですけれども、ここを都市計画緑地として緑を保全していくと決めていただけたこと、市民懇談会もやりながらここまで来たことで、本当に近隣の人たちはとてもありがたく感謝もしているところです。

伴って、これからもそこに関わっていきたいという人たちが非常に多いというふうに感じているところです。ですので、そういった意味で、ここは、緑と公園課、また障害福祉課が管理している土地が一体になっているところなので、そこはあえてフェンスとかはしないで利用できるようにしてほしいという声

が大きいところです。それは一般質問でも申し上げたところなので、ぜひ、お願いしておきたいと思いません。

今、久保委員からのお話もあって、樹木が増えると様々、落ち葉の問題とか、虫の問題とかが確かにあるかと思うんですけども、そこはやはり住民の力と、あと行政と一緒に、どういうふうにしていくかという話し合いをしながら解決していかなければいけないのかなというふうに思っているところです。そういう意味では、この懇談会の中でも、本当に夜中の3時ぐらいにカブトムシを取りに来る人がいて、光に迷惑しているという御意見がありました。夜中の3時というのが、では、どうなのかということと、それを防ぐために何ができるか。ただこのフェンスをしたり時間で区切るのではなく、どういった手だてがあって、やっていけるかということは、やはり話し合いもしながらできることをお互いに理解を深める必要があるというふうに思っています。なので、そういった意味で、これからも懇談の場を複数回でしっかりと重ねていただきたいというのが要望でありますので、御答弁はいただいているところですが、改めてお願いできますでしょうか。

○岡沢緑と公園課長　　そういった御意見も踏まえまして、今後予定しているのは、今回のように市民懇談会で大変多くの御意見をいただいております。十分考えなくてはならないことも結構ありますので、まずは関係課とも連携しながら、庁内でその辺を検討しまして、その整備基本案、先ほど言いましたけども、案ができた来年の設計の途中で、一度また皆様にお示しをして、御意見いただければなというふうに考えてございます。

○高瀬委員　　ありがとうございます。まずは都市計画緑地に指定をしていただけたということは非常に大きいと改めて思っています。

その後、これをどのように地域の中で大事な場所として守っていけるか、あるいは自分がどういう関わりをここにしていけるかというのは、これからの話し合いの中で、様々、また市民としても、住民としても考えていきたいところだろうなというふうに、いろんな方のお話を聞いて思っていますので、ぜひとも一緒に協働の形で、この緑地をよりよく、今かなり樹木も台風で倒れちゃったりするので、伐採もされているところなんですけども、どのような緑地にしていくかという検討をしていくのに、ぜひ、一緒に共にできたらなと思いますので、そこは要望しておきたいと思えます。

○寺嶋委員　　一点、関連で意見を述べさせていただきます。

こういった緑地をしっかりと整備していくといった中で、自然があることはいいことなんですけど、それこそ虫が出てくる。その虫がカブトムシで取りに行きたいという気持ちも分かるんですけど、3時ぐらいに、家の周りに来られちゃうと困ると。ただ、それを整備するために、それこそおっしゃりたいに、柵だとか何だかって難しいと思うんですけど、一点、こういうのって、高周波数の音とかで、そういったところに来た人たちを、ある意味撃退するようなモスキート音であったり、非常に周波数の高い音であれば、不快感を覚えるけれど、一部の人にしか聞こえないという方法とかもあったりするので、これは音なので、そこまで緑に対する影響も出ないと思います。ただ、ほかの家とかにも影響が出るかもしれないので、一つの案として提案させていただければと思うんですけど、そういったことも可能でしょうか。

○岡沢緑と公園課長　　今までそういう案は全く想定していなかったものですから、ほかに何か影響があるかどうか、その辺もあるかと思えますので、その辺はきちっと検討してまいりたいと考えてございます。

○はせば委員　　御説明ありがとうございます。2点だけ。一点は確認です。8月20日と23日の計2回の懇談会を開催されたという説明だったので、資料を見ると、2回目が説明会の概要って書いてあるんですけ

ど、ここは、懇談会でよろしいんですね。うなずいているので、そういうふうに承知しました。同じ説明をしてくださっているということですね。

お聞きしたいところは、8月20日のときの市民の御意見のところで、造園業者の御意見で、ちょっと強めの御意見が出てきているので、今後、市民の方たちと一緒に緑地を保全していくというところでは、もちろんここには答弁みたいな回答はされていないかと思うんですけども、今後、今までの緑地をやるときがどうだったかというのは振り返って確認していないんですけども、こういった専門業者の方に対して意見をもらうとか助言してもらう。樹木医の方の御意見いただくというのは今までも聞いたことがあるんですけど、こういったことでの取組というのは今まであるのか、今後あるのかということだけ教えてください。

○岡沢緑と公園課長　今回、たまたま新町に関係のある方と、関わる方の造園業者が出られていましたけども、今まで特段、どの業者に聞くということはしておりません。ただ、委託とかもいろいろ行っておりますので、そういった中で、いろんな情報、そういったものを踏まえながら、今後、整備するに当たりましては、参考をとなるものは参考としていきたいというふうに考えてございます。

○はせべ委員　ありがとうございます。今おっしゃってくださったことを、本当に市民の方という形でも、この方もおっしゃってくださっているんだろうなというところを思いますので、ぜひ、一緒になって、いい形の緑地になっていくように、よろしくお願いいたします。

○中山委員長　ほかに質問ありますか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長　それでは、報告事項6番を終わります。



○中山委員長　では、続きまして、報告事項7番 **都市計画案説明会の意見概要について～西町五丁目緑地～**の報告をお願いいたします。

○岡沢緑と公園課長　報告事項7番、都市計画案説明会の意見概要について～西町五丁目緑地～について御報告いたします。

西町五丁目緑地につきましては、これまでも本委員会に報告しているところではございますが、都市計画決定に向けまして、このたび都市計画案についての説明会を開催しましたので、その概要を御報告するものでございます。

報告事項資料7を御覧ください。

初めに説明会の概要でございます。

令和7年10月9日午後6時30分より、西町地域センターにて開催をしております。

参加者は13名でございました。

資料1ページの次のページに説明会で配付した資料を別紙として添付してございますので、後ほど御確認いただければと存じます。

続きまして、説明会の意見概要でございます。

都市計画緑地の指定に係る意見はございませんでした。その他の御意見につきましては、記載のとおりでございます。

また、令和7年10月1日に都市計画案の公告を行いまして、その翌日、10月2日から10月22日まで、案の縦覧及び意見書の受付を実施しました。

縦覧に来庁された方はおりませんでしたが、意見書につきましては2通提出がございました。内容につきましては、整備内容や運営方法に関するもので、都市計画決定に係る意見はございませんでした。

なお、令和7年11月20日に国分寺市都市計画審議会が開催されまして、全員賛成により、案のとおりと答申を受けたところでございます。

現在は今月中の都市計画決定に向けまして、庁内手続を進めているところでございます。

簡単ではございますが、報告は以上でございます。

○中山委員長 報告が終わりました。質問のある方、挙手にてお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 それでは、報告事項7番を終わります。



○中山委員長 続いて、報告事項8番 **その他**が2件あります。

まずは交通対策課長。

○古谷交通対策課長 ぶんバスの北町ルートで事故が発生しましたので、御報告させていただきます。口頭での説明となります。資料はございません。

発生日時は先週の火曜日、12月2日、午後5時7分頃となります。

発生場所は北町ルートのパンダ公園バス停車前付近となります。

事故発生当時のお客様はお二人、なお事故の相手方、乗員、乗客にけがはございません。

発生状況です。定刻を5分ほど遅れて運行しておりましたぶんバスが、パンダ公園手前で対向車と擦れ違うため左に寄せて停車いたしました。擦れ違い完了後、動き出したところで対向車の後ろからついて走ってきた自転車に乗られていた方がふらついて、ぶんバスの右側面に衝突したものとなっております。

運転士は、すぐバスを停止させ、相手方に警察へ連絡することを伝えましたが、自転車はそのまま走り去ったものとなっております。

バスの運転士につきましては、営業所と警察に連絡をし、警察の実況見分は実施いたしましたが、相手方がいなかったため、事故扱いにはできなかったという報告を受けております。

乗客の2名のうち1名は手配いたしました予備車両に乗り換え、目的地まで御乗車いただいております。残りの1名の方につきましては、警察の実況見分に御協力いただき、パンダ公園が目的地でありましたので、その場で下車されております。このため料金の返還などは発生しておりません。

報告は以上となります。

○中山委員長 報告が終わりました。質問のある方、挙手にてお願いします。

よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中山委員長 では、もう1件の報告をお願いします。

○井上清掃施設担当課長 私からは、その他報告といたしまして、(仮称)国分寺市リサイクルセンター施設整備に係る缶搬入先の変更について御報告いたします。

資料はございません。口頭での御報告となります。

なお、本件に係る予算につきましては、債務負担行為設定でゼロ債務を補正予算として今定例会に上程させていただいておりますので、あらかじめ申し上げます。

(仮称)国分寺市リサイクルセンター施設整備におきましては、令和8年度より仮設処理施設の稼働及

び工場棟解体撤去工事に着手いたしますが、敷地が狭隘であるため、現在、清掃センター敷地内で行っている缶の中間処理を民間の処理施設で行うため、運搬先を清掃センターから民間処理施設へ変更するため契約変更を行うものでございます。

運搬先の変更は令和8年度からとなりますが、受託事業者が用意する収集車や人員の確保等に時間を要することから、本年度中に契約変更をいたしたいというものでございます。

報告は以上でございます。

○中山委員長 報告が終わりました。質問のある方は、挙手にてお願いします。

○高瀬委員 すみません、一点だけ。

運搬先の変更というのは、その事業者の方が運搬先を探すなど、仕組みを教えてもらっていいですか。

○井上清掃施設担当課長 運搬先につきましては、市側のほうで契約のほうをいたしております。

○高瀬委員 そうですよね。そうでないと、収集がおかしなことになりますよね。分かりました。

では、その市が探したところに運搬をするだけの費用を見ていくということではよろしいですか。搬入先まで持っていくということですよ。

○井上清掃施設担当課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

処理先が変わるものでございます。

○久保副委員長 中山委員。

○中山委員 この缶の搬入先の変更というのは、もともと計画されていたのか。その辺の説明をお願いします。

○井上清掃施設担当課長 (仮称)国分寺市リサイクルセンター施設整備基本計画の中で位置づけております。

○中山委員 位置づけてはいるけど、令和8年度から始まるというのは、今、この段階になって明確になったので、補正の対応になるという理解となるのか。計画に基づいているのであれば、何かもっと当初とか、何でこの補正対応なのかなというの、ちょっと疑問に思ったので。たしか位置づけがあったなとも私も思っていたんですけど、その時期が前後するのかなとか、ちょっと、その辺を教えていただければと思います。

○井上清掃施設担当課長 先ほどの御説明の中でも申し上げたんですが、運搬先の変更につきましては令和8年度からとなるんですが、受託事業者が用意する収集車や人員の確保等に時間を要するというので、今年度中にゼロ債務で契約をしたいということでございます。

○中山委員 いや、計画どおりであるならば、今年度中に対応しないといけないのも分かるので、それは今年度の当初予算ではないのでしょうか。

令和8年度のことだからか。

では、議事整理のために答弁もらっていいですか。

○井上清掃施設担当課長 本来であれば令和8年度当初予算の契約でございますが、先ほど申し上げたとおり、昨今の人手不足だとか、そういうものに鑑みまして、このタイミングで補正をさせていただくと考えております。

○中山委員 失礼しました。もともとは令和8年度からの対応なので、本来であれば令和8年度予算でやるんだけど、それだと対応が間に合わないから前段でやるということですね。すみません、私の理解が及ばなくて、承知しました。

○中山委員長　ほかに質問のある方。よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　では、そのほかにございますか。

○坂本環境経営課長　先ほど私の発言の中で不適切な表現がございましたので、訂正をお願いしたいというものでございます。

「考えが停滞ぎみ」という形に訂正のお取り計らいをお願いいたします。

○中山委員長　訂正を認めたいと思います。

委員側からはございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○中山委員長　それでは、報告事項を終わります。

この後は陳情審査になりますので、行政の皆さんはここまでになります。ありがとうございました。暫時休憩いたします。

午後 2 時 59 分休憩

午後 3 時 26 分再開

○中山委員長　では、委員会を再開いたします。



○中山委員長　続きまして、陳情審査に移ります。

初めに、陳情第 7 - 1 号 「有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情を議題といたします。

それでは、審査に当たって御意見等のある方、挙手をお願いいたします。

○対馬委員　ありがとうございます。

こちらの陳情につきまして、陳情事項の 1 番でございます。「自治体と連携の上、P F A S による汚染原因を究明し、その情報を開示すること」という、この項目につきまして、こちらの文言調整をさせていただくと、三多摩上下水及び道路建設促進協議会ですとか、そういったところとの足並みもそろそろということもございまして、この文言を修正できるかどうかということ、ぜひ、陳情していただいた方々にお諮りをいただきたいというふうに思いますが、ぜひ、委員長にお取り計らいをいただきたいと思っております。

○中山委員長　その文言調整というのは、具体的には、この 1 番の「自治体と連携の上」の自治体というところを東京都というふうに調整するということよろしいですか。うなずかれています。

ただいま対馬委員より意見がありました。これについては各会派の御意見もお伺いしたいと思います。

○久保委員　公明党としても、この陳情に関して、ここの文言について、自治体とは国分寺市という意味合いになろうかと思うんですけども、その連携というところ、国に意見書を提出する今回の陳情でもありますので、東京都に提出した文と同文という形にさせていただけたらと思っております。自由民主党国分寺さんと一緒の御意見をお願いします。

○はせば委員　今のお二人のお話のところというところで、私、立憲・市民フォーラムとしては、東京都に意見書を出しているというところであれば、やはり国にも提出していきたいという、この陳情を通していきたいという、そちらを重きに置きまして、今の御提案にあった自治体のところを東京都に変更して提出が可能であれば、賛成したいと思います。よろしく申し上げます。

○高瀬委員 この自治体と連携の上というところで、特にこのままでもよいかと思います、こだわるところではありません。

ですが、ここを変えていくことで皆さんが賛成できるということであれば、陳情者の方にお問い合わせいただくということは結構かなというふうには思います。

○寺嶋委員 私も、このほかの2から4に関しては、都に提出しているものと内容を一切変えず、1番に関してだけ、少しだけ違いがあるといった部分で、今、皆さんがおっしゃられたように、この内容が東京都というような表現であれば問題ないかなと思いますので、ぜひとも、そういった形にさせていただけるとありがたいというところです。

○中山委員長 分かりました。

それでは皆様から御意見をいただきまして、皆さんの同意がありましたので、委員長のほうに一任させていただきまして、陳情提出者の団体の方たちへ連絡を取らせていただきたいと思います。したがって、陳情第7-1号については継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中山委員長 御異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決しました。



○中山委員長 続きまして、**陳情第7-2号 ぶんバスのさらなる発展を求める陳情**を議題といたします。審査に当たって、御意見等ある方、挙手にてお願いいたします。

○久保副委員長 中山委員。

○中山委員 調査依頼をしたいと思います。

この陳情項目の7番について。運賃、ルート、時刻表ですね。陳情事項では、条例で定めてほしいとありますけども、これを条例で定めている自治体、多摩26市の中でコミュニティバスを実施している自治体ということになりますけども、条例化されているかどうかの調査をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○鈴木議会事務局次長 今、中山委員からお問合せがありました、この陳情項目の7番、運賃、ルート、時刻表、そういったものを、地域バス、コミュニティバスのところの関係で、条例で制定しているところがあるか、26市のところを中心に調べてみたいと思います。

○中山委員 よろしくお願いいたします。

○中山委員長 ほかに調査依頼はよろしいですか。

では、今、私のほうから調査依頼をかけさせていただきましたので、陳情第7-2号については継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中山委員長 御異議なしと認め、本件は継続審査とすることに決しました。

以上で建設環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時32分閉会